

いそ^いの^い子ども生き活きプラン

子ども、学校、^まち^ちの未来を輝かせる義務教育の10年構想

平成 20年 8 月
宍粟市教育委員会

あいさつ



平成17年4月に宍粟郡4町が合併し、新たに宍粟市が誕生してから3年が経過しました。宍粟市教育委員会ではこの間、旧町時代の事業も継承しながら、新しいまちに相応しい、新しい学校教育のあり方を模索してきました。

また、時を同じくして国の教育改革も平成18年の教育基本法の改正、19年の教育関連3法の改正、23年から実施される新学習指導要領の施行、本年7月の教育振興基本計画の閣議決定などが矢継ぎ早に推し進められており、地方分権や規制緩和の流れと合わせて、我が国教育の大転換期を迎えつつあります。

このような時代の潮流の中で、本市においても、まちの未来を担う子どもたちが、将来にわたってその瞳を輝かせ、たくましく未来を切り拓いていく素地を養うためには、市の独自性を発揮しながら、長期の視点に立って、地域の実情に沿った義務教育の施策体系を構築し、すべての関係者の共通理解のもと、着実かつ効果・効率的な推進を図る必要があるとの考えに至りました。

その第一歩として、昨年11月に“宍粟市義務教育の振興に係る長期構想（仮称）策定委員会”を設置し、本プランの策定に向けた検討を開始しました。その検討事項は多岐にわたり、まるで雲を掴むような作業の中で、当初は委員の皆様も困惑されたことと思います。しかしその後9ヶ月をかけ、計10回にわたり真摯な議論を行って頂く中で、本市義務教育のあるべき姿を少しずつ描き出して頂きました。

また、プランの最終的なとりまとめに際しては、様々な立場からのご意見や策定委員会での議論の内容を可能な限り反映させるように努めました。その結果、私たち大人の切なる願いを込めた、宍粟の子どもたちの未来を照らすにふさわしい教育計画に仕上がったと自負しております。

今後は本プランの実現に向けて学校、市、教育委員会が一体となり、全力を挙げて取組を進めていく所存です。保護者、市民及び関係者の皆様におかれましては子ども、学校、まちのそれぞれの輝かしい未来の創造に向けてご支援、ご協力をいただくようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの策定にご尽力頂いた策定委員会委員の皆様、策定委員長並びに意識調査のアドバイザーとして多大なるお力添えを頂いた兵庫教育大学教職大学院専攻長 加治佐教授、策定委員会のオブザーバーとしてご参画頂いた西播磨教育事務所の皆様、意識調査にご協力頂いた保護者及び学校関係者の皆様にお礼を申し上げ、巻頭のご挨拶といたします。

平成20年8月

宍粟市教育長

福田 耕 二

目次

第1章	はじめに	1
1	策定の背景	3
2	位置付けと構成	4
3	計画期間と見直し周期	5
4	策定体制と基礎データの収集	6
第2章	基本構想	7
総 論	基本理念と6つの基本目標	9
基本目標1	宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり	12
基本目標2	社会の変化に対応する学校づくり	14
基本目標3	教師力を高める学校づくり（S・A・P）	17
基本目標4	地域総がかりの学校づくり（チーム宍粟の実現）	20
基本目標5	健やかな心と体を備えた人づくり	23
基本目標6	安全・安心の学校づくり	25
第3章	基本計画	27
基本目標1	主要施策1 宍粟の良さを知り、宍粟を愛する子どもの育成	29
	主要施策2 宍粟で“生きる”キャリア教育の推進	30
	主要施策3 宍粟につながる進路指導の推進	31
基本目標2	主要施策4 市の特性を踏まえた学校規模の適正化	32
	主要施策5 義務教育9年間の連続した教育体制の構築	33
	主要施策6 多様なニーズに応える学習指導の確立	34
基本目標3	主要施策7 学校・教職員の主体的な研修の促進（Support）	35
	主要施策8 学校・教職員の活性化（Approach）	36
	主要施策9 宍粟市教育研修所の機能強化（Partnership）	37
基本目標4	主要施策10 チーム宍粟推進体制の確立	38
	主要施策11 家庭・地域と連携した教育活動の充実	39
	主要施策12 学校現場の裁量拡充と支援体制の構築	40
基本目標5	主要施策13 健康教育の充実	41
	主要施策14 体育・スポーツ活動及び文化活動の充実	42
	主要施策15 教育活動全体を通じた道徳・人権教育の確立	43
	主要施策16 生徒指導支援体制の確立	44
基本目標6	主要施策17 危機管理体制・マニュアルの整備	45
	主要施策18 地域の特性を踏まえた防災・防犯教育の推進	46
	主要施策19 “地域で守る”学校安全体制の確立	47
第4章	推進体制と進捗管理	49
1	推進体制	51
2	評価と進捗管理	53
資料編		55

第1章
はじめに

1 策定の背景

近年、わが国においては地方分権や規制緩和を原理とする教育改革が急速に進展しています。平成18年には、日本の教育制度の根源である教育基本法が施行以来、約60年ぶりに全面改正されました。

新しい教育基本法においては、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施することや、国の定める教育振興基本計画を参酌して、独自の基本計画を定めるよう努めなければならないことが明記されました。このような教育改革の流れを受けて、今後の地方教育行政においては、積極的に地域資源を活用して『その地域ならではの』教育施策を立案、実施してゆく姿勢が強く求められます。

また、本市においては平成18年に庁内に“学校園所のあり方検討会議”が設置され小中一貫教育の導入や、複式学級の解消に向けた議論が進められています。加えて、学校現場においては児童生徒の問題行動や不登校、多様化する教育ニーズへの対応、学校における安全安心の確保など、様々な課題を抱えており、包括的かつ適切な対策の必要に迫られています。

以上の現状を踏まえ、宍粟市教育委員会では長期の視点に立って義務教育に関する施策を定めると共に、全ての関係者の共通理解のもとこれらの効果的・効率的な推進を図り、地域総がかりによる新しい時代の学校教育の確立を目指すべく、しそうの子ども生き生きプラン（以下「生き生きプラン」という。）を策定しました。

※本文中、下線の用語については巻末の資料編に解説を掲載しています。

2 位置付けと構成

生き活きプランは“基本構想”と“基本計画”の2部構成となっています。

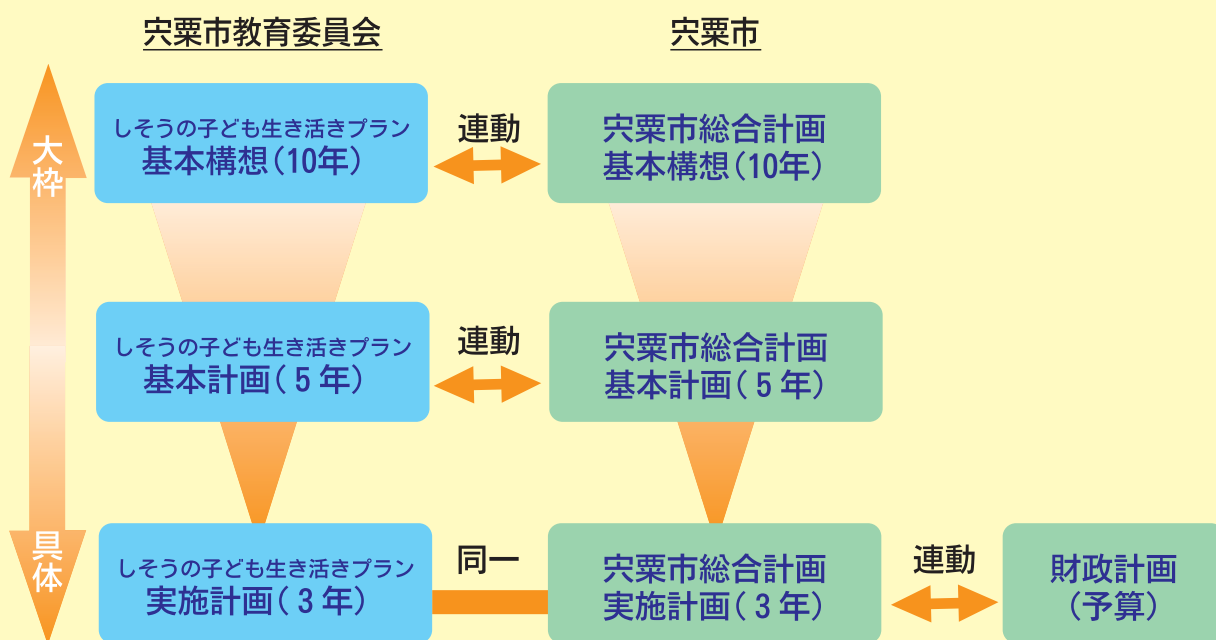
基本構想では、今後の10年間にわたり全ての教育活動の基本となる考え方（以下、「基本理念」という。）と、その実現に向けた目標（以下、「基本目標」という。）を定めています。

基本計画では基本目標の達成に向けて、今後、概ね5年間に推進を図る主要な施策（以下、「主要施策」という。）を定めています。

さらに、具体的な取り組み内容（以下、「事務事業」という。）を定める実施計画を別途作成し、主要施策の着実な推進を図ります。

また、これらは市の各種施策との整合を図る必要があることから、生き活きプランと“宍粟市総合計画”をそれぞれの階層毎に連動させると共に、実施計画については同一のものとし、財政計画とも連動を図ります。

◆生き活きプランと宍粟市総合計画との連動（イメージ図）



3 計画期間と見直し周期

基本構想の計画期間は平成20年から平成29年までの10年間とし、基本計画の計画期間は前期の5年間とします。

基本構想及び基本計画の見直し周期は、それぞれに総合計画の見直し周期と2年のタイムラグを設け、総合計画の見直し内容を踏まえながら計画の修正を行います。

また、実施計画については総合計画の実施計画と同一のものとなるため、毎年見直しを行います。

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生き活きプラン	基本構想(10年)										
	基本計画(5年)	(前期分、生き活きプランに含む)					(後期分、前期完了までに別途策定)				
	実施計画 (3年計画毎年見直し)	(策定)									
宍粟市総合計画	基本構想(10年) (H18~H27)										
	基本計画(5年) (前期:H18~22,後期:H23~27)										
	実施計画 (3年計画毎年見直し)										
文科省	教育振興基本計画 (10年先を見据えた5年間の計画)	(H20.7.1 閣議決定)									
	新学習指導要領	(改訂)	(移行期間)								

4 策定体制と基礎データの収集

生き活きプランの策定に際しては、市民・保護者の代表者及び有識者からなる『宍粟市義務教育の振興に係る長期構想策定委員会』（以下、「策定委員会」という。）を設置し、計10回にわたる議論を行って頂きました。

また、客観的な資料にもとづいた具体的な計画とするため、下記の方法により基礎データの収集を行いました。

各種調査結果及び分析内容については、宍粟市のホームページでご覧いただけます。

- 1) 就学前児童の保護者に対するアンケート調査
- 2) 小学校保護者に対するアンケート調査
- 3) 中学校保護者に対するアンケート調査
- 4) 教員に対するアンケート調査
- 5) 8小学校区を対象とした教育懇談会による意見収集
- 6) 教員研究グループによる研究・討議
- 7) 学校管理職による先進事例の視察及び討議



第2章 基本構想

(平成20年度～平成29年度)

総 論 基本理念と6つの基本目標

1. 基本理念

育^{はぐく}もう夢と希望 拓^{ひら}こうまちの未来 創^{つく}りあげよう宍粟の教育
— 明日の宍粟を担^{にな}う 知・徳・体^{ち とく たい}のバランスのとれた人づくり —

まちの宝である子ども達には、力強く将来を築いていくための十分な知識や技能を身に付けて欲しい。また、心身ともに健康で、強さと優しさを兼ね備え、周囲の人達との良好な関係を築きながら、幸せな人生を歩んで欲しい。これが私たち大人の願いです。

そのために私たちが出来ることは、子ども達一人一人が持つ輝きを見出し、それを最大限に引き出すことであると考えます。子ども達一人一人が内に秘めている輝き、これこそ“夢と希望”であり、それはまさに“生きる力”の根源です。

加えて、急激な少子高齢化の進展や人口の減少によって、まちの姿が大きく変わりつつある中で、どのようにして次世代の市民を育成していくかということが、まちの未来を左右する重要な課題となっています。まさに“まちづくりは人づくり”であり、これに向けても、学校教育の役割は非常に大きくなっています。

さらに、子ども達が将来、宍粟で教育を受けたことを誇れるような、あるいは教職員、保護者、地域住民など全ての関係者の生き甲斐になるような教育を、まち全体で創りあげていくことが、私たちに課せられる最大の使命であると考えます。

このような発想のもと、これからの新しい10年間に全ての教育関係者の合い言葉となることを期して、基本理念を定めました。

また、上記の基本理念の実現に向けては、子ども達の確かな学力、知識、技能と豊かな心、さらには健やかな体という、いわゆる知・徳・体をバランス良く伸長させる取組が重要であると考えます。

その上で次世代の市民の育成に向けて学校、家庭、地域、行政が一体となって取組を進める必要があります。

以上のような考え方にもとづき、全ての関係者の間で、めざす人づくりに関する共通認識が持てるよう、副題として宍粟の子ども像を設定しました。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、今後の10年間で達成を目指す6つの目標（基本目標）を設定し、それぞれの実現に向けて必要となる取組（主要施策）を定めました。

基本目標1 宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり

子ども達に地域の良さを伝え、ふるさと宍粟に対する愛情、愛着の育成を図ると共に、地域資源を活用した各種体験活動、キャリア教育など、地域の担い手育成に向けた取組を推進する。

基本目標2 社会の変化に対応する学校づくり

学校や子ども達を取りまく急激な社会の変化を踏まえ、多様化する教育ニーズへの対応を図ると共に、教育環境の抜本的な改善を図ることにより、さらに魅力あふれる学校教育の創造を目指す。

基本目標3 教師力を高める学校づくり（S・A・P）

教師と児童生徒の人間的なふれあいにもとづいて行われる教育の特性に鑑み、サポート、アプローチ、パートナーシップの三つの観点から、教職員の力量（教師力）を高めるための支援を行い、市全体の教育力の向上を目指す。

基本目標4 地域総がかりの学校づくり（チーム宍粟の実現）

学校の主体的な方針のもと、地域の教育力を最大限に引き出し、学校、家庭、地域、行政が一体となって教育を推進できる環境の構築を図る。

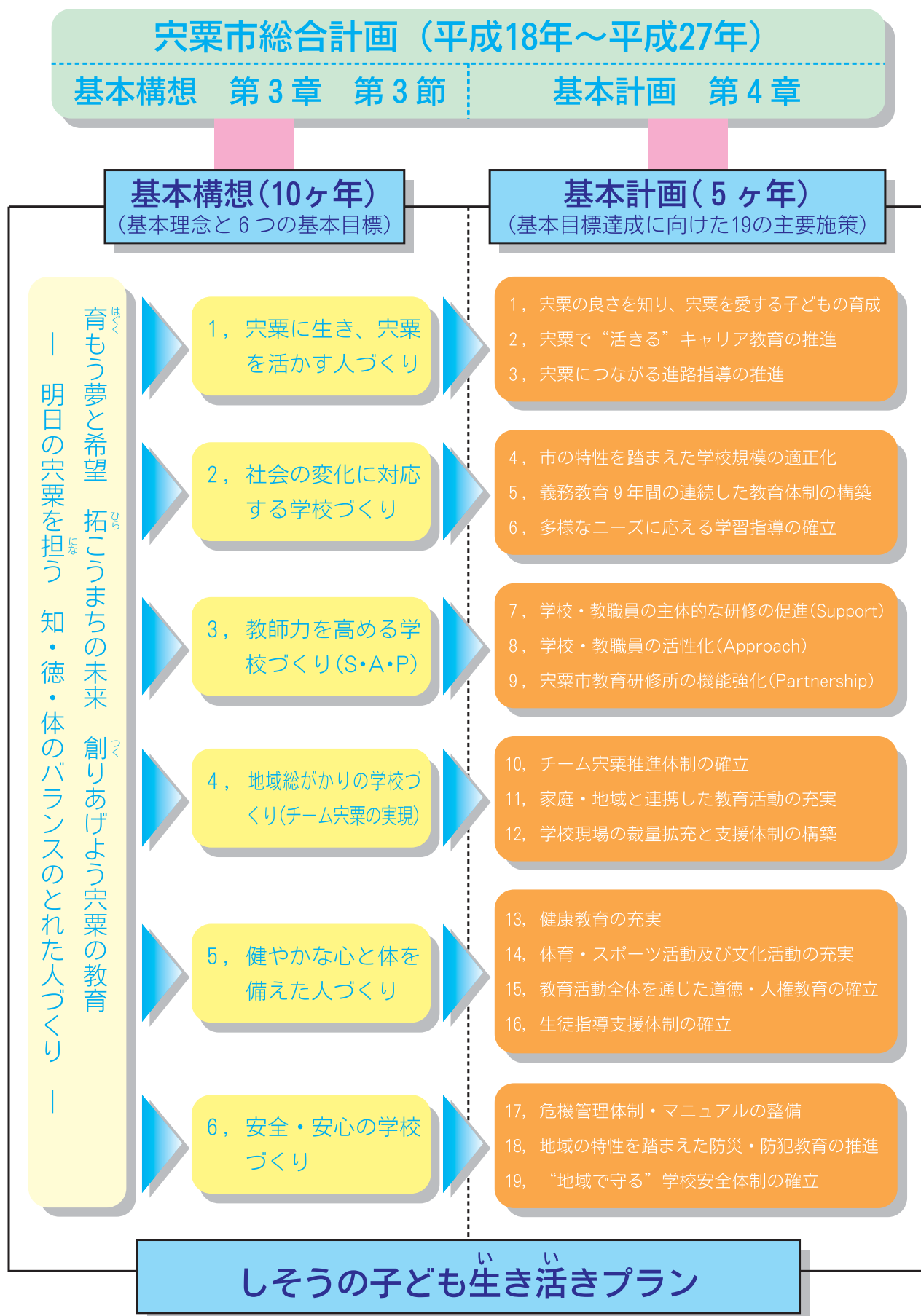
基本目標5 ^{すこ}健やかな心と体を備えた人づくり

いじめ、不登校や問題行動及び体力、運動能力の低下など、子ども達の心と体に起因する諸課題について、その両面から解決を図ると共に、一人一人の自己肯定感・自己有用感の育成を目指す。

基本目標6 安全・安心の学校づくり

学校安全に関するマニュアルや体制の整備を図ると共に、防災・防犯教育の充実、地域との連携強化など、公助・自助・共助の観点から学校運営の大前提である安全・安心の確立に向けた取組を推進する。

宍粟市義務教育の振興に向けて＜施策体系図＞



基本目標 1 宍粟に^い生き、宍粟を^い活かす人づくり

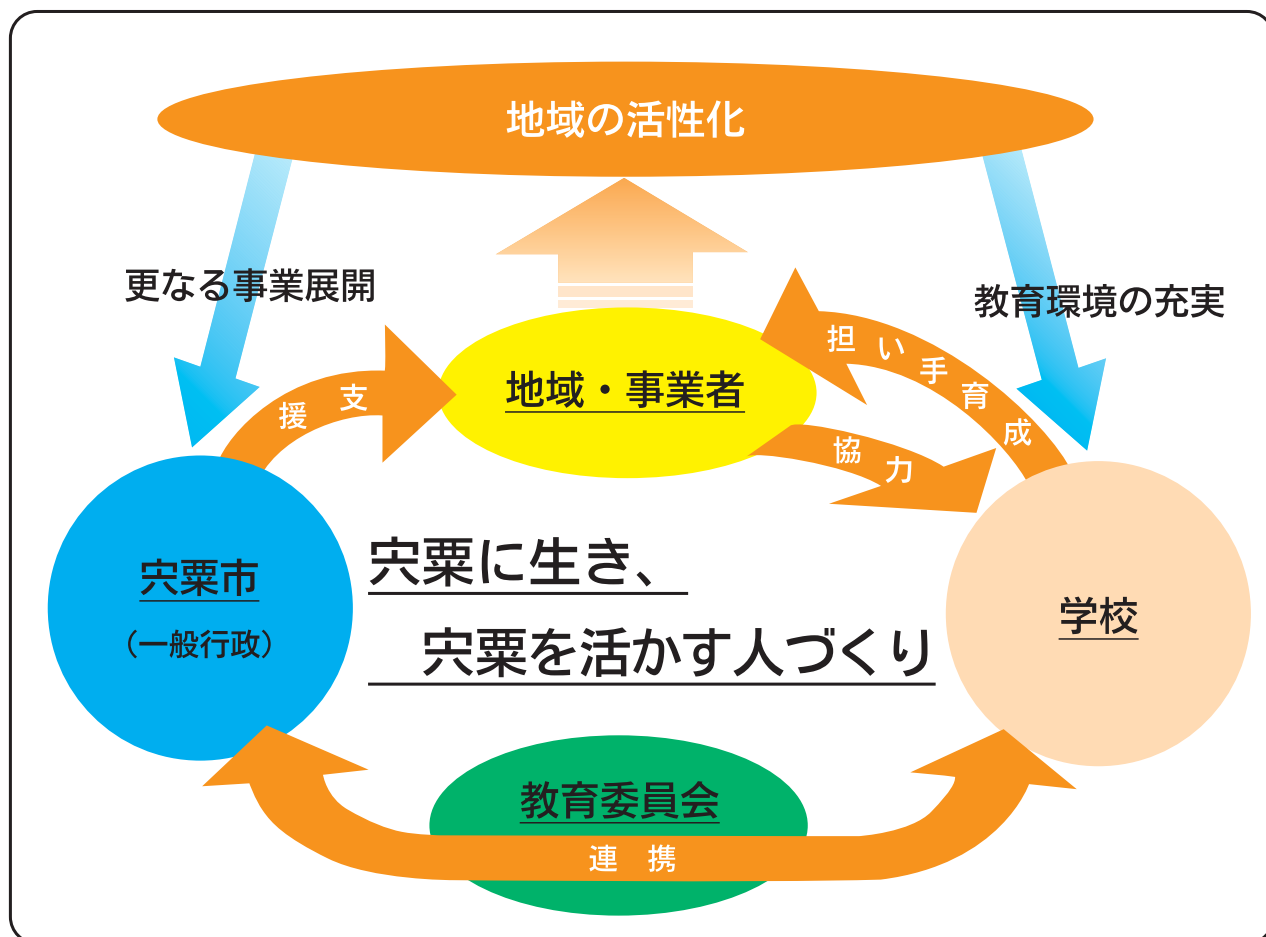
1. 基本目標設定の背景

合併前の平成16年には2,697人であった小学校の児童総数は平成26年には2,089人となることが予測され、10年間で約22%の減少が見込まれている。

このような事態の背景には、全国的な少子高齢化の進行と併せて、市内からの人口流出の問題、とりわけ若年人口の定着率の低さが大きな要因となっている。

これに対して市行政としても企業誘致や林業再生、観光振興など各種の地域振興施策によって改善を図ってきたところであるが、雇用対策や産業振興を中心としたこれまでの取組の中では、地域振興に欠かせない要素である“地域の担い手育成”が課題となり、“人口の減少”と“雇用の縮減”の悪循環に歯止めを掛けることが出来ていないのが現状である。

そこで今後においては、教育面からのアプローチとして、“地域の担い手育成”を義務教育の目的の一つとして位置付け、学校の教育活動と市の地域振興施策との綿密な連携を図りながら、市全体として次世代の市民育成に向けた取組を進めることが求められる。



2. 基本目標の趣旨 ― 宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり ―

地域の担い手育成に向けては、希望に満ちた自発的な選択として生活の拠点を宍粟に置き、仕事や子育て、地域活動等を通じて地域の一員として活躍出来る人材の育成を目指す必要がある。これを“宍粟に生きる人”として定義する。

一方、全ての子ども達の自己実現を図る上では、その進路選択に際して、生活の拠点を宍粟以外におく場合も考えられる。この場合にあっては、幼少期に宍粟で培った知・徳・体を活かして多方面で活躍する一方、郷土への愛情を持ち続け、機会に応じて、直接又は間接的に“ふるさと宍粟”の発展に寄与する人材を育成する必要がある。これを“宍粟を活かす人”として定義する。

3. 主要施策の概要

基本目標の達成に向けては、児童生徒一人一人の中に郷土への愛情・愛着を育み、“宍粟で生きたい、育ってよかった”と思える気持ちを、より大きく育てるための取組が必要となる。

それと併せて、現実に宍粟で生計を立てることができるよう、地域の特性や産業構造を踏まえた能力開発や職業観・勤労観を育成すると共に、進路への関心・意欲の高揚などを図ることも重要となる。

このことから、『宍粟の良さを知り、宍粟を愛する子どもの育成』と『宍粟で“生きる”キャリア教育の推進』の二つの施策を車軸の両輪として推進する。

さらに、子ども達が高校、大学教育や就職を経た後に“宍粟に生き、宍粟を活かす人”となることを期して『宍粟につながる進路指導』を推進する。

主要施策 1：宍粟の良さを知り、宍粟を愛する子どもの育成

- ①地域資源を活用した系統的体験活動の実施
- ②宍粟の教育を象徴する特徴的な活動の創設（教育シンボルの創設）
- ③仲間・学校・家庭・郷土への愛を育む道德教育の推進

主要施策 2：宍粟で“生きる”キャリア教育の推進

- ①キャリア教育推進体制の確立
- ②市の諸施策と連動した職場体験の実施

主要施策 3：宍粟につながる進路指導の推進

- ①市内及び近隣の事業所など、現場で必要とされる人材の把握
- ②高等学校等、他の教育機関との連携体制の確立
- ③卒業生徒の進路状況等の把握



基本目標 2 社会の変化に対応する学校づくり

1. 基本目標設定の背景

近年の我が国社会はめまぐるしい変化の中にある。前述の全国的な少子高齢化の進行、核家族化や地域コミュニティの衰退による人間関係の希薄化、高度情報化や国際化の進展、所得や雇用条件等に関する格差の広がりなど、様々な変化が急速に進んでおり、今後においてはさらに激しい変化の時代を迎えることが予想される。

このような社会の変化は学校や子ども達を取りまく環境にも大きな影響を及ぼしており、家庭や地域の教育力の低下、子ども達の学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の低下等につながっているだけでなく、今日的な教育課題を生み出す一つの背景になっているとも云われている。具体的には、いじめ、不登校や問題行動など、子ども達の心に起因する問題が深刻化していることに加え、LD/ADHDなど特別な支援を必要とする児童生徒の増加、パソコンや携帯電話を媒体とする有害情報の氾濫など多岐にわたる。

その中でもとりわけ、当市における喫緊の課題としては、少子高齢化等に伴う極端な児童生徒数の減少傾向が挙げられる。平成20年度においては小学校20校のうち6校で複式による学級編制が行われており、一部の学校においては一学年の生徒が一人もしくは数人という状況も発生している。

一方、急速な社会の変化に伴って教育に関するニーズの多様化も非常に顕著なものとなってきている。各教科における学力向上に対する要請が強くなっていることはもちろん、教育アンケートの結果からはコミュニケーション能力や自分の考えを表現する力など、将来にわたって良好な人間関係を築いて行くための能力や資質を身に付けさせることに対する期待が高まっていることがうかがえる。また今後の世界経済においては、更なる国際競争の激化が予想される中で、国際理解教育や英語教育の重要性も高まっている。加えて社会常識や規範意識、公共心の育成に関しても学校に寄せられる期待が非常に大きくなってきている。

こういった社会の変化に的確に対応し、将来にわたって宍粟の子ども達が“生きる力”を身に付けられる教育環境を確立していくためには、既存の教育環境や学校制度の見直しを含めた、抜本的・包括的な教育環境の改善対策が求められる。

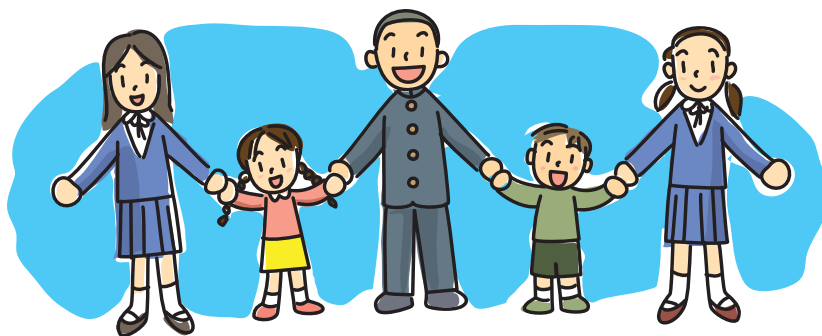
2. 基本目標の趣旨 — 社会の変化に対応する学校づくり —

昭和23年の旧教育基本法の制定以降、市内の各学校においては校区の実情に応じて様々な教育を推進してきた。この間、急速かつ多岐にわたる社会の変化の中にあっても、学校の設置条件や基本的な管理運営事項等に関しては、一部を除いて大きく改正されることなく運営が行われてきたところである。

その中で今日、各学校現場においては前述のような新たな教育課題や教育ニーズへの対応を迫られている。このことは、この60年余りの社会の変化の中で、真に求められる学校教育のあり方と現状との間に一種のギャップが生じていることの表れであるとも考えられる。

このようなギャップの解消に向けては、義務教育に関する施策の最も重大な利害関係者は子ども達自身であるという大原則を踏まえ、地域や校区の捉え方を再構築すると共に、子ども達の発達段階の変化に応じて教育内容を再編するなど、学校のあり方の根本部分の見直しを図る必要がある。

以上のような考え方のもと、将来にわたって効果的・効率的に各種教育施策を推進することの出来る体制の確立に向けた取組を『社会の変化に対応する学校づくり』として定義し、他の基本目標との関連を十分に踏まえながら推進する。



3. 主要施策の概要

本年1月に実施した教育アンケートの結果においては150人以上の学校で、その規模に関する満足度が比較的高い傾向がうかがえる。また、前述のとおり現状においては極めて少人数の学年等も発生しているが、義務教育の機会均等の観点からは、一定規模の集団の中で児童が得られる様々な経験や実感等も児童自身の潜在的な利益として保護を図る必要がある。

加えて、今後においては効果的・効率的な教育施策の推進を図るため、教育投資の重点化が大きな課題となる。

以上のことから、地域の実情にも配慮しつつ、本来あるべき学校の教育機能の確保と将来的な伸長を目指して学校規模の適正化を推進する。

また、中1ギャップの解消、学力向上、教職員の意識改革など様々な効果が見込めることから、義務教育9年間の連続した教育体制の構築に取り組む。

加えて、これら教育環境の抜本的改善対策と併せて、最大限の教育効果を発揮できるよう様々なニーズに的確に応える学習指導の確立を目指す。

主要施策4：市の特性を踏まえた学校規模の適正化

- ①学校規模適正化推進計画の策定及び推進
- ②学校規模の適正化に向けた地区別懇談会の実施

主要施策5：義務教育9年間の連続した教育体制の構築

- ①小中一貫教育の導入に向けた取組の推進
- ②教職員の校種間人事交流の促進に向けた検討
- ③幼児教育及び高等学校等との連携の確立に向けた検討

主要施策6：多様なニーズに応える学習指導の確立

- ①学力向上に向けた指導方法の評価・改善
- ②特別支援教育の充実
- ③国際理解教育の充実と小学校からの英語活動の導入
- ④実践的な情報教育の推進
- ⑤環境教育の推進

基本目標 3 教師力を高める学校づくり（S・A・P）

1. 基本目標設定の背景

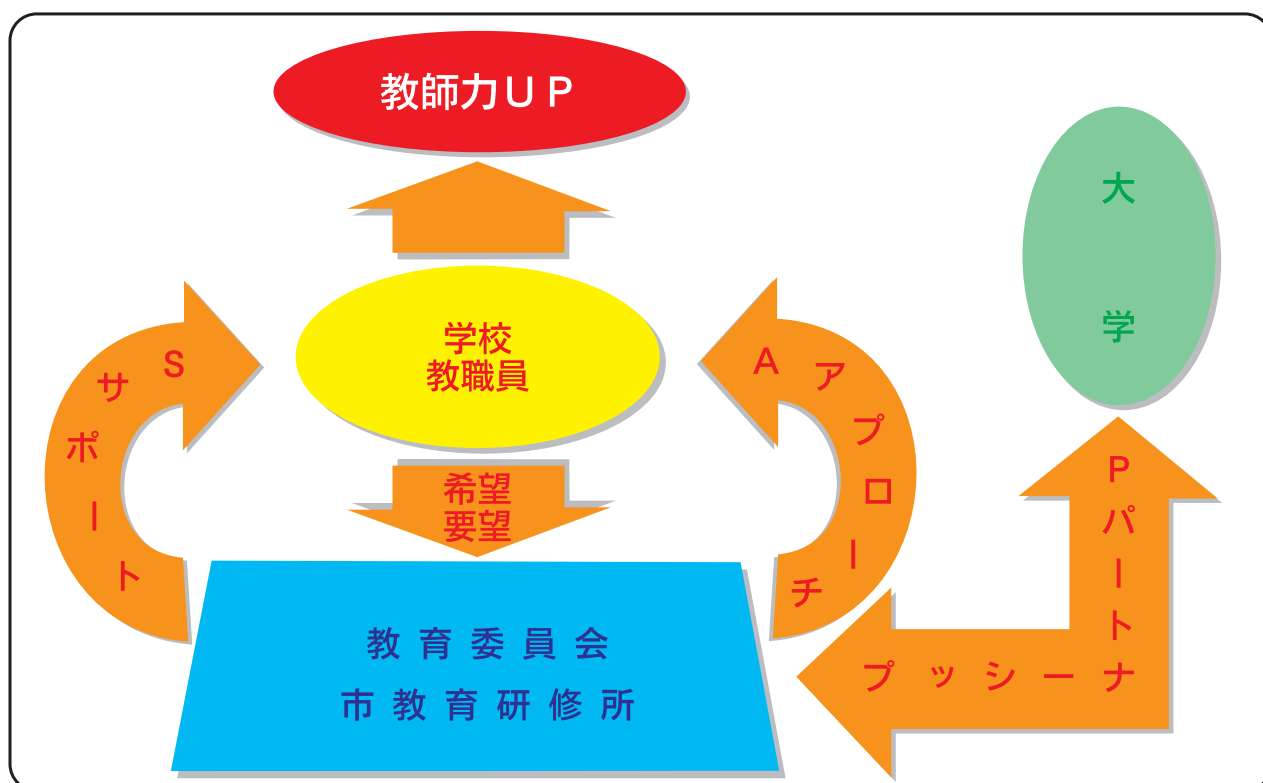
「教育は人なり」のとおり、教育は教師と子どもとの人間的なふれあいにもとづいて行われるものであり、その成否は教職員の力にかかっているといっても過言ではない。

平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」においても、教員の資質能力の向上、つまり「教師力」を高めていくことが重要であると指摘されている。

一方、宍粟市においても今後数年間で大量の教職員の退職が見込まれており、その補充を図りながら学校の教育力を確保し、さらに充実していくためには教職員の資質の向上が大きな課題となっている。

そこで、資質の向上を図るために、教職員には、自分自身が職務を遂行しつつ、自らの教育実践により指導力を高め、成長していくことが求められる。つまり、自分自身で自らを高めていけることが教職員の資質向上の基本である。

一方、宍粟市教育委員会においては、平成17年10月に宍粟市教育研修所を設立し、教職員の資質向上のための研修事業に取り組んでいるところであるが、国や県における研修も実施されており、市としての役割・機能を十分にふまえた研修のあり方を考えていく必要があるとともに、学校や教職員のニーズを的確に捉えた研修を実施できる体制には至っていない現状がある。



2. 基本目標の趣旨 ―教師力を高める学校づくり（S・A・P）―

教職員には、自らが実践や研修に取り組む中で資質の向上を図ることが求められるのはいうまでもない。この「自ら」の取組は、教職員の資質向上を図る基盤である。

そこで、まず教職員や学校が自主的に研修に取り組むことを、「^{サ ポ ー ト}Support（支援）」し、自分自身を高めていけるよう体制の整備を図るとともに、優れた内容については評価するしくみを整える。

次に、教職員や学校の自発的な取組だけでは不十分であったり、市として明確に取り組む必要があると考えられる課題等については、学校や教職員に対して「^{ア プ ロ ー チ}Approach（働きかけ）」を行い、研修として取り組む。

その際、市教育研修所は、市の研修の中核センターと位置付けているが、今後、国・県の研修との役割や機能の違いを明確化しながら、より機能を強化し、研修に取り組むことが求められており、その研修機能強化のため、他の教育機関との「^{パ ー ト ナ ー シ ッ プ}Partnership（協力）」により、研修のマネジメントも含めた研修体制の拡充を図る。

3. 主要施策の概要

まず、「^{サ ポ ー ト}Support（支援）」を行うにあたって、学校や教職員自らが研修を希望するテーマの募集を行ったり、研修の内容についても要望を十分に把握した研修を行う。また、自主的な取り組みの中で、特に優れたものについては評価すると共に支援するシステムを構築する。

次に、「^{ア プ ロ ー チ}Approach（働きかけ）」として、今日的な課題や市独自の課題などについて市指定研究として、学校の要望もふまえながら、取り組むよう働きかける。また、「教職員人事評価・育成システム」については、本来の目的である、教職員の能力開発・学校の活性化が機能するよう、特に管理職の組織マネジメント能力の育成を図るとともに、今後教職員の大量退職により課題となるミドルリーダー不足についても継続的なミドルリーダー育成のための研修を構築することにより対応する。

次に「^{パ ー ト ナ ー シ ッ プ}Partnership（協力）」として、現在は市教育研修所で計画・実施している研修について、大学の協力を得ながら研修項目や研修内容等の充実を図るとともに、計画的かつ継続的に研修に取り組める体制を構築する。また、地域の特性や課題を十分に反映した研修を実施することにより国・県との役割分担を明確にし、研修所機能の中で十分に機能していない教育情報の収集と情報発信できる体制を早期に整えていく。

主要施策7：学校・教職員の主体的な研修の促進（Support）

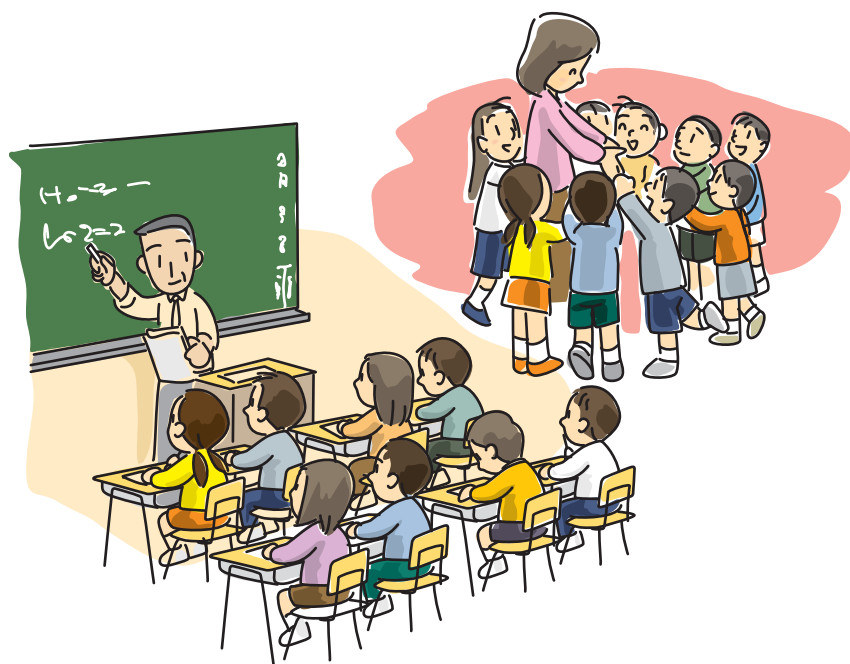
- ①自発的研修の重視
- ②「がんばる教職員・学校」への評価・支援システムの構築

主要施策 8：学校・教職員の活性化（Approach）

- ①学校と連携した市指定研究の促進
- ②学校組織マネジメント改善

主要施策 9：宍粟市教育研修所の機能強化（Partnership）

- ①大学との協力関係による市教育研修所研修体制の整備と改善
- ②国・県との“棲み分け”をした独自の研修体系の確立
- ③教育に関する情報提供機能の強化



基本目標 4 地域総がかりの学校づくり（チーム宍粟の実現）

1. 基本目標設定の背景

教育の原点は、家庭教育であると云われている。家庭と地域社会（世間）のつながりが強かった頃には、家庭教育も公共的な性格を有していた。親は地域社会への配慮から礼儀作法や基本的生活習慣を我が子に身に付けさせるという側面があり、また、地域社会は家族機能不全に陥っている家庭のサポートにあたるなど、子ども達にとってのセーフティネットとしての機能を担っていた。

そのような社会においては“子ども達が様々な困難や障害に直面したときに、常に寄り添ってくれる大人がいる。”という環境が必然的に維持されており、“家庭”と“地域”によって“決して孤独に陥らない安心感”が保障されてきたと言える。

そういった“安心感”や“信頼”が子ども達の中に「自分は必要とされて生まれて来た尊い存在である。」という認識、いわゆる自尊心や自己肯定感を育み、転じて他者への“いたわり”や“愛情”の原点になってきた。

一方で我が国は戦後、“個人の尊重”を基調とする日本国憲法のもとで急激な経済成長を遂げてきた経緯がある。その過程において、人々の価値観も家族や地域社会といった人間関係を尊重するものから、個人の自由に重きを置くものへと変化してきた。この傾向は近年、少子化・核家族化の影響や情報通信技術の発展などを受けて、ますます顕著なものとなっている。

このような潮流の中で今日、家庭と地域社会のつながりが希薄化しており、以前のように、その関係の中で適切な家庭教育の実施が確保されるという効果は期待できなくなってきた。

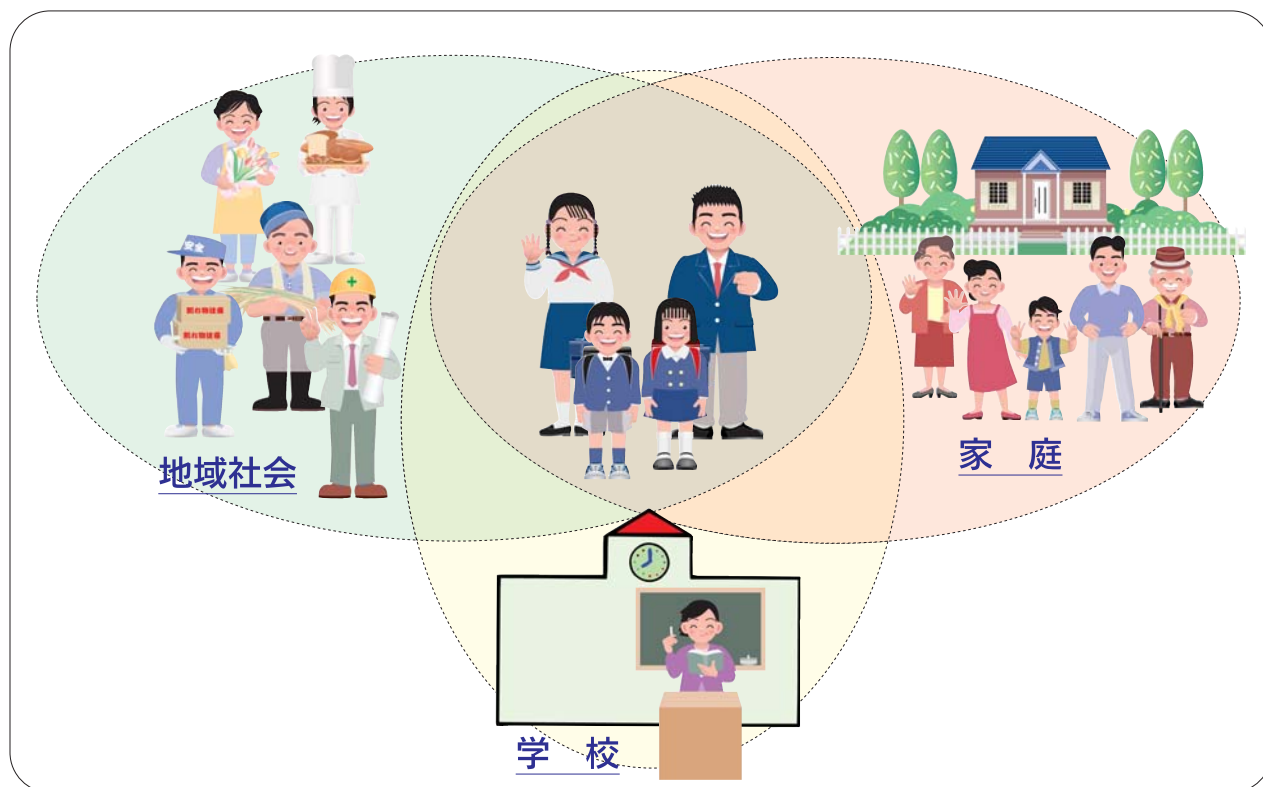
また、行き過ぎた個人主義は利己的・自己中心的な発想を生みだし、保護者が子どもと向かい合うことが出来ない、あるいは親の役割を十分に果たせないなど、家族機能不全の家庭が増加の傾向にあることも大きな問題である。これは単にその子どもに十分な家庭教育が施されないだけでなく、児童虐待やネグレクトといった深刻な事態につながることも考えられる。加えて、学校現場では保護者と教師の意識のズレに起因するトラブルも頻繁に発生している。

さらには、子ども達と地域社会の乖離^{かいり}が進行しており、何らかの事情により家庭で十分な愛情を受けられない子ども達にとっては、地域の中にも寄り添ってくれる大人はおらず、孤独感や閉塞感から、いわゆる“心の闇”を抱えてしまう傾向にあり、近年多発する少年による凶悪犯罪の一つの背景となっている。

このような変化は一概に全ての学校・家庭・地域に当てはめて論じることは出来ないものの、市内においても多くの学校・家庭・地域がこのような社会的潮流の中にあり、問題事案の発生状況等に照らしてみると、一般的には人口の密集している校区ほど、このような傾向が強いと考えられる。

そこで今後は、今日的な価値観やライフスタイルを踏まえた上で、校区の実状に合わせて

地域の全ての大人が、それぞれの立場から積極的に参画することの出来る“地域総がかり”の新しい学校運営体制が求められる。その上で、子ども達に対して『宍粟市の全ての子ども達は必要とされてこのまちに生きている。』『決して孤独にはさせない。』というメッセージを発信し続けることが重要である。



2. 基本目標の趣旨 — 地域総がかりの学校づくり（チーム宍粟の実現） —

学校の主体性や方針にもとづき、地域の大人達がそれぞれの立場から積極的に教育活動に参画できる体制を構築するためには、共通の目的やルール、役割分担等を明確にする必要がある。

言い換えれば、一人一人が個別に取り組むのではなく、それぞれの力を結集し、積極的に学校を支援していくという、気運や連帯感の醸成を図ると共に、それを具体的な行動につなげるための組織体制や仕組みづくりを行う必要がある。

そのための市民運動として“宍粟の学校運営に関わる全ての大人”を一つのチームとして位置付けて、これを“チーム宍粟”として定義し、チームの体制づくりや活動を推進することにより“地域総がかり”の新しい学校支援体制の構築を目指す。

3. 主要施策の概要

チーム宍粟による“地域総がかり”の学校支援体制の構築に向けて、メンバーとなる地域の大人の役割分担を明確にし、共通の目的や行動基準を定める必要があることから、これらを“アクションプラン（行動計画）”として明文化するなど、連携体制の確立に向けた取組を推進する。

また、チーム宍粟の教育活動への参加を促すため既存事業の実施手法の改善及び拡充を図ると共に、地域の特性に応じて、地域家庭との連携を図るための新たなプログラムの研究を進める。

加えて学校や教職員が保護者や地域との連携を図りやすい環境を確保するため、教育委員会では現場の状況把握に努めると共に各学校や校区の実状に応じた事業展開を図るため、予算の配当及び執行等に関して、学校の意向がより一層反映されるよう事務の改善を行う。

主要施策10：チーム宍粟推進体制の確立

- ①アクションプランの策定
- ②社会教育施策との連携(学校支援地域本部事業等)
- ③学校評価の実施と学校評議員の役割・運営形態等の見直し

主要施策11：家庭・地域と連携した教育活動の充実

- ①計画的なオープンスクールの実施
- ②家庭・地域と連携した新たなプログラムの研究

主要施策12：学校現場の裁量拡充と支援体制の構築

- ①教育行政に関する定期的な意識調査の実施
- ②ICTを活用したコミュニケーション手段の確立
- ③教師の事務負担軽減に向けた取り組みの推進
- ④学校提案型の予算編制と執行における校長の権限拡充
- ⑤事務局体制の強化



基本目標 5 ^{すこ}健やかな心と体を備えた人づくり

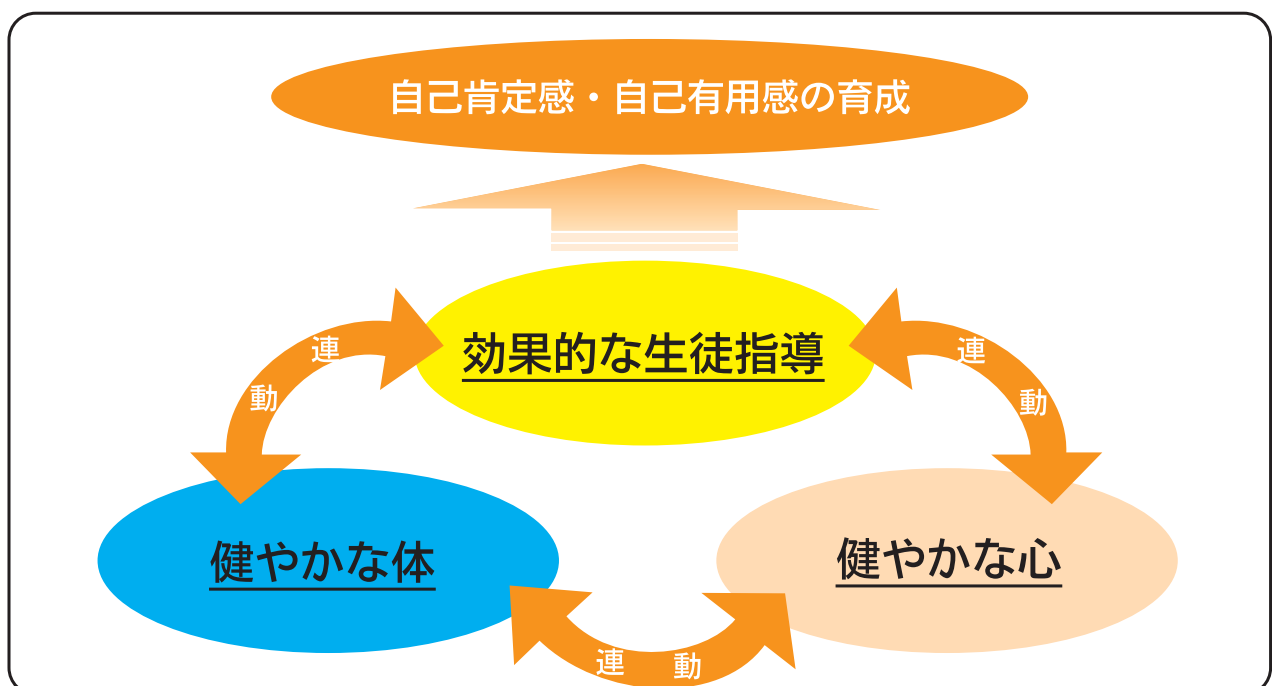
1. 基本目標設定の背景

近年、各学校現場においては問題行動や不登校、いじめなど児童生徒の心に起因する問題が深刻化しており、学校において適切な対応が求められる場面が増えている。とりわけ、中学校における生徒指導上の問題については深刻な事態を招くケースも見られ、保護者への対応なども含めて、指導に当たる教職員の負担も相当に大きなものとなっている。

加えて生命の大切さや他人を思いやる心、物事の是非・善悪などの人としてのルールやマナーを守ることが身に付いていない子どもも見られる。特に、児童生徒のパソコンや携帯電話の所有の増加とともに、特定の者への^{ひぼう}誹謗中傷等がそれらを通じて行なわれるなど情報モラルを逸脱した行為も問題となっている。

一方で、児童生徒の身体的な成長に関わる課題として、体力や運動能力の低下とともに、偏食や朝食欠食、夜型生活による睡眠不足などの基本的な生活習慣の乱れやストレスが原因で心身の健康の問題が深刻化している。また、汗をかくことや体を動かすことを嫌がる子どもが増えるとともに、少子化により中学校での運動部活動の存続が問題となっており、児童生徒が体を動かすことが課題となっている。

このような現状がある中で、将来にわたって子ども達が輝くまなざしを持ち続けるためには、子ども達を取りまく様々な問題を心と体の両面に起因する課題として捉え、各学校における指導体制、指導方針の再点検を行うと共に、より効果的な生徒指導を通じて、児童生徒一人一人の中に自己肯定感や自己有用感を育むための取組が求められる。



2. 基本目標の趣旨 ― 健やかな心と体を備えた人づくり ―

人に対する思いやりや生命の大切さ、他人を尊重する気持ち、マナーやルールを守ることがを身につけさせることは勿論、生徒指導上の問題の根本的な解決を目指すためには、子ども達の中に自己肯定感・自己有用感を育むことを第一の目的として各種の取組を進める必要がある。

このため、子ども達の心に直接的に働きかける道徳や体験活動の充実はもとより、豊かな感性や情操、人間関係の基礎を形成する読書活動、さらにスポーツ活動が集団の一員としての喜びや、他者へのいたわりを育む効果に着目し、単に体力の向上を目指すのではなく、健やかな心の成長にも重点をおいて取組を進める。

3. 主要施策の概要

健やかな体を育む上での大前提となる基本的な生活習慣の定着に向けて食育を含む健康教育の充実を図る。また、その上で体力の向上と精神面の成長を図る場として文化活動、特に学校図書館教育、またスポーツ活動として部活動の充実を図る。

また、直接的に子ども達の心に働きかけ自己肯定感・自己有用感を育み、規範意識や公正な判断力を身につけさせるとともに、自他の生命を尊重する心を育むための教育活動として道徳教育の充実を図る。

さらに、児童生徒一人一人がいきいきとした学校生活を送れるよう、子どもと教師の信頼関係を基盤に、きめ細かい指導と毅然とした姿勢を示しながら、全教職員が共通行動をとることができる指導体制の確立を図るとともに、生徒指導担当教員の負担軽減も視野にいて生徒指導体制の充実を図る。

主要施策13：健康教育の充実

- ① 宍粟市学校園食育推進委員会の設置
- ② “早寝・早起き・朝ご飯” 啓発活動の実施

主要施策14：体育・スポーツ活動及び文化活動の充実

- ① 市全体による部活動の充実に向けた環境整備の重点化
- ② 少子化に対応するための部活動のあり方に関する検討
- ③ 学校図書館教育計画の作成

主要施策15：教育活動全体を通じた道徳・人権教育の確立

- ① 命の重さを伝える教育の推進
- ② 各教科と連携した道徳教育の推進
- ③ “自己肯定感・自己有用感” を育む体験活動の充実
- ④ 外部講師等による指導の充実
- ⑤ 人権教育の推進

主要施策16：生徒指導支援体制の確立

- ① 不登校対策事業（適応教室）の充実
- ② 生徒指導事案のデータベース化と相談・支援体制の充実
- ③ 地域・家庭と連携した生徒指導体制の検討
- ④ 「宍粟市情報モラル指導カリキュラム」の策定
- ⑤ スクールカウンセラーの配置強化



基本目標 6 安全・安心の学校づくり

1. 基本目標設定の背景

近年、学校における危機管理が非常に大きな課題となっている。

平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校での凄惨な事件や、平成17年の寝屋川市立中央小学校における教職員の殺傷事件、同年に広島市で小学校1年生の女子児童が殺害された事件など、学校や児童生徒が被害者となる事件が後を絶たない。

加えて、平成18年には隣接するたつの市で下校中の児童が何者かによって刃物で刺され、重傷を負わされる事件が発生した他、同年、市内中学生が登校中に何者かに殴打されるなど、不審者による児童生徒への加害は決して対岸の火事として看過出来ない状況となっている。

また、学校の危機管理を考える上では自然災害も大きな驚異となる。

とりわけ、阪神大震災から13年目を迎え、兵庫県及び兵庫県教育委員会においては災害に強いまちづくりや防災教育の推進に向けた取組など、様々な施策が実施されているところであるが、市内中心部に活断層（山崎断層）を抱える当市においては、他の市町にも増してより堅牢な危機管理体制が求められる。また、風水害に関しても平成16年度の台風23号が県内各地に甚大な被害を及ぼしたことは記憶に新しいところであるが、市内に揖保川、千種川という二つの大河川を抱える当市にとっては、これらに対する備えも非常に重要な要素となってくる。

加えて、学校運営に際しては施設の不備に起因する事故や、新型インフルエンザ、麻しんなどの感染症、個人情報の漏洩や盗難の発生など様々な危機が想定され、それぞれに対して予防的措置である“安全管理”と危機発生後に被害を最小限に食い止めるための“危機対応”の二つの側面から、様々な措置を講じる必要がある。

そのような中で近年の教育行政においては、大きな事件や事故が発生するたびに国から県、県から市町村へ対応マニュアル等が示され、それを受けて学校が個別に対応を図るなど、市町村としてはいわば“受け身”の体制が常態化しているとの指摘もある。

しかし教育行政の枠組みの中で、市立学校における危機管理に関しては、その設置者である市が第一義的責任を担うことは言うまでもない。言い換えれば市内の児童生徒の安全を確保するため、真に実効性のある対策を推進していくには、現場や地域に最も近い行政主体である市が、現状にも増してその中心的役割を担う必要があるといえる。

よって今後においては以上のようなことを重く受け止め、地域、保護者及び警察、国、県などの関連主体との一層の連携を図る中で、市教育行政として統一された危機管理体制・マニュアル等の整備を行うと共に、各学校の体制・マニュアルとの整合を図り、それらの継続的な改善及び適正運用に向けた仕組みを構築していくことが強く求められる。

2. 基本目標の趣旨 ― 安全・安心の学校づくりについて ―

子ども達が楽しく、安心して学ぶことが出来る環境を確保することは、学校におけるあらゆる教育活動の大前提であるといえる。

その実現に向けて、子ども達が“理由の如何を問わず、あらゆる危害または損傷・損害を受けるおそれのない状態（安全）”を確保すると共に、全ての関係者が“学校の安全を揺るぎないものとして認識し、教育活動に専念できる状態（安心）”を確立すべく各種施策の推進を図る。

3. 主要施策の概要

幅広い学校危機管理の領域の中で、前述の“安全管理”と“危機対応”のそれぞれの場面に応じて、適切な対策を講じるためには『“誰”が“どういった”役割を担う中で対応を図るのか。』という役割分担や体制を明確化すると共に、これまでの事案を参考として『“どのように”行動するべきか。』をマニュアルとして整理し、それらの継続的な改善と適正運用を図るための仕組みを構築する必要がある。

また、児童生徒が自らの身の安全を確保することが出来るよう国、県施策との整合を図りながら防災・防犯教育を推進すると共に、当市の自然条件、地理的条件等を踏まえてより効果的な防災・防犯教育の確立に向けて研究を進める。

加えて、学校危機管理を図る上では登下校における安全確保や不審者の早期発見、大規模災害時の支援など様々な場面で地域との連携が必要となることから、“地域の子どもは地域で守る”という意識や気運の醸成を図ると共に、これまで以上に開かれた学校づくりに努め、基本目標4と連動して学校安全体制の確立を図る。

主要施策17：危機管理体制・マニュアルの整備

- ①学校危機管理体制の構築
- ②“宍粟市 学校危機管理マニュアル（仮）”の整備
- ③各学校の危機管理マニュアル等の再点検

主要施策18：地域の特性を踏まえた防災・防犯教育の推進

- ①地域防災訓練の実施、推進体制の強化
- ②通学路安全マップの作成

主要施策19：“地域で守る”学校安全体制の確立

- ①学校安全ボランティア、見守り隊活動の推進
- ②開かれた学校づくりの推進（基本目標4で実施）
- ③メール連絡システム、音声お知らせシステムの利用促進



A large blue circle with a gradient, centered on the page, containing the chapter title.

第3章 基本計画

(平成20年度～平成24年度)

主要施策 1 宍粟の良さを知り、宍粟を愛する子どもの育成

①地域教育資源を活用した系統的体験活動の実施

小中学校の9年間を通じて、地域に対する親しみや愛情、愛着の育成を図ると共に、教科等で身に付けた知識・技能の確実な定着を図ることを目的として、自然、文化遺産、サークル・団体など市内の教育資源を最大限に活用した系統的な体験活動を推進する。

それに向けて、市内の自然・人・地域とのふれあいをテーマとして、既存事業（自然学校推進事業 等）の見直し・改善を図ると共に、魅力的なプログラム・教材の開発、新しい地域資源の発掘など、子ども達が宍粟の良さに触れるための取組を推進する。

②宍粟の教育を象徴する特徴的な活動の創設(教育シンボルの創設)

“宍粟の子ども”としての一体感を醸成し、市民としての誇りの育成につなげることを目的として、宍粟市の教育といえば“これ”と誰もが認識するような、特徴的な活動（教育シンボル）を創設し、市内全校での共有を図る。

それに向けて、特徴的な体育行事、体験活動や、独自の舞踊・体操など、成長した後も思い出として心に残るような取組に関する調査研究を行う。

③仲間・学校・家庭・郷土への愛を育む道德教育の推進

子ども達にとって身近な存在である、仲間・学校・家庭・郷土を題材として、他者を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むことを目的として、教育活動全体を通じた道德教育を推進する。

それに向けて、学校での道德教育に地域の人材の参加を促進するなど、学校・家庭・地域が一体となって道德心や規範意識、公正な判断力や公共の精神を育成するための取組を進めると共に、郷土の伝統や文化などの継承を図る。



主要施策 2 宍粟で“活きる”キャリア教育の推進

①キャリア教育推進体制の確立

進路への関心・意欲の高揚を図るとともに、将来的に“宍粟で生きる”という選択ができるよう、支援を行うことを目的として地域の特性、産業構造等を踏まえたキャリア教育を推進する。

それに向けて、市内及び近隣の事業者等と連携しながら、カリキュラムや教材の開発を行い職業観・勤労観の育成を図るとともに、将来的な生き方との関連を重視した能力開発を行う。

②市の諸施策と連動した職場体験の実施

社会に貢献する喜びや実感を育み、将来の生き方を考える契機にすると共に、市の諸施策の方向性と教育の方向性を一致させ、まちの担い手育成に向けた取組の一環とすることを目的として、市の諸施策と連動した職場体験を推進する。

それに向けて、林業再生や観光振興など市の担当部局と連携し、受入先やプログラムの調整を行うなど、既存事業（トライやる・ウィーク推進事業 等）の見直し・改善を図ると共に、地域・事業者・学校・市・教育委員会が一体となった取組を推進する。



主要施策 3 穴粟につながる進路指導の推進

①市内及び近隣の事業所など、現場で必要とされる人材の把握

市内及び近隣の事業所等において必要とされる人材と、進路指導の方向性を整合させることを目的として、市内事業所等への意識調査等を実施しニーズを把握する。

②高等学校等、他の教育機関との連携体制の確立

児童生徒一人一人が将来にわたって前途洋々たるキャリアを形成していくためには、義務教育においてキャリア教育等を通じた“生き方の指導”を行うことと合わせて、義務教育後の教育機関において行われる教育内容等を踏まえた上で、個々の適性に応じた進路選択の手助けを行うことが不可欠な要素となる。

それに向けて高等学校等、他の教育機関との連携体制の確立を図ると共に、市のキャリア教育に関する考え方や理念が、その後の教育においても活かされるものとなるよう、各教育機関との連携のあり方等に関する検討を行う。

③卒業生徒の進路状況等の把握

基本目標 1 “穴粟に生き、穴粟を活かす人づくり”に関する施策の成果を検証し、継続的な改善を図ることを目的として、個人情報保護等に対する十分な配慮を行った上で、卒業生の進路や、ふるさと穴粟に関する意識の把握に努める。

主要施策 4 市の特性を踏まえた学校規模の適正化

①学校規模適正化推進計画の策定及び推進

“義務教育に関する意識調査”の結果においては一つの小学校としては150人以上の規模が求められている様子がうかがえることから、これらのニーズに対応すると共に、学校における子ども同士の多様なふれあいや、十分な切磋琢磨の機会を確保することを目的として、学校の規模に関する一定の基準、校区再編の枠組みや、地域ごとの実施時期、通学方法等の条件整備方針などについて定めるなど、具体的な取組に向けた計画を策定する。

また、保護者や地域の皆様の理解と納得を得る中で、年次的な計画の推進を図る。

②学校規模の適正化に向けた地区別懇談会の実施

学校規模適正化推進計画に定める対象校区毎に具体的な方針の説明を行い、保護者や地域の皆様からの意見・要望等の取りまとめを行うと共に、最終的な合意形成に向けた調整を行う。



主要施策 5 義務教育 9 年間の連続した教育体制の構築

①小中一貫教育の導入に向けた取組の推進

小中学校の滑らかな接続を実現し、中学校進学時に不登校や問題行動等が増加する傾向（中1ギャップ）の改善を図ると共に、発達段階の変化に応じて教育内容・指導方法等を見直し学力向上等、より高い教育効果を実現することを目的として、小中一貫教育の導入に向けた取組を推進する。

それに向けて、一体型小中一貫教育校のモデル実施に向けて制度面、及び教育内容等に関する調査研究を行うと共に、モデル校区以外の市全域において教科指導、特別支援教育や生徒指導等に関する小中連携を促進し、段階的に小中一貫教育の確立を図る。

②教職員の校種間人事交流の促進に向けた検討

小中学校それぞれの教員の相互理解を深めると共に、小学校における英語活動の推進、高学年における教科担任制、チームティーチングの導入など、小中連携型カリキュラムの特性に応じて、柔軟な対応が可能となるよう小中学校間の教職員の人事交流の促進に向けた検討を行う。

③幼児教育及び高等学校等との連携の確立に向けた検討

小中一貫教育等の取組と併せて、教育の連続性を重視する観点から、義務教育以外の期間を指導する教育機関とも連携を強化し、子どもの発達段階全体を通じて、一貫した理念にもとづいた効果的な教育の推進を図る。



千種中学校と千種北小学校による合同行事

主要施策 6 多様なニーズに応える学習指導の確立

①学力向上に向けた指導方法の評価・改善

全校における学力の向上を目的として、全国学力・学習状況調査の結果分析や、教科毎の対応策の策定など、指導方法等の評価・改善に向けた取組を推進する。

②特別支援教育の充実

今後見込まれる特別支援教育に関するニーズの増加を勘案し、支援を要する児童一人一人の教育的ニーズや状況の把握に努めると共に、特別支援教育に関する体制の強化を推進する。

それに向けて、特別支援教育支援員の配置や、各校の特別支援教育コーディネーターへの支援などの取組を推進する。

③国際理解教育の充実と小学校からの英語活動の導入

社会全体において一層のグローバル化や国際競争の激化が予想される中で、優れた国際感覚やコミュニケーション能力を備えた次世代の市民の育成を目的として国際理解教育、英語教育等の一層の充実を図る。

それに向けて、スクイム市派遣事業等、既存の事業の見直し・改善を図ると共に、新学習指導要領にもとづき、小学校からの英語活動を導入し、ALTによる指導、小中連携等のあり方を含めて、より教育効果を高めるための取組について検討を行う。

④実践的な情報教育の推進

今日の有害情報等の氾濫から子ども達を守ると共に、実践的な情報スキルの修得を目的として、情報教育の充実を図る。

それに向けて、情報モラルに関する実態調査を行い、有害情報等に対する正しい知識や、インターネット犯罪から身を守る手段等についての指導を強化すると共に、キャリア教育とも連動しながら発達段階に応じて最低限修得を目指すべき情報スキルの基準を設定し、市全体として均衡のとれた着実な指導体制の確立を図る。

⑤環境教育の推進

身近な生活と地球規模の環境問題の関連性に対する認識を促し、環境保全や、より良い環境の創造活動に積極的に取り組むことの出来る態度を育成することを目的として、各教科や体験活動等を通じた環境教育の推進を図る。

主要施策 7 学校・教職員の主体的な研修の促進（Support）

①自発的研修の重視

教職員一人一人のニーズに即した効果的な研修機会を提供するため、研修に関する教職員のニーズを把握し、それに即した研修機会の提供に努めると共に、具体的な研修内容等に関して教職員提案を募り、優れたものについては積極的に施策への反映を図る。

②「がんばる教職員・学校」への評価・支援システムの構築

学校改善へのモチベーションの高揚を図るため、個々の取組について評価する機会を設け、優秀なものについて表彰制度を設けると共に、教職員・学校の取組内容等について教育研修所広報誌及び市広報誌等により周知を図る。



（平成19年度 初任者研修）

主要施策 8 学校・教職員の活性化（Approach）

①学校と連携した指定研究の促進

市の特性に応じた課題等に関する研究活動を促進し、財政的な支援と併せて、学校現場の活性化を図ることを目的として、指定研究事業の積極的な推進を図る。

それに向けて、市独自の課題解決に向けた研究テーマの検討を行うと共に、国県の指定研究事業に対する積極的な採択要望を行う。

②学校組織マネジメント改善

教職員の能力開発や学校組織の活性化を目的として管理職の組織マネジメント能力を高めると共に、「教職員人事評価・育成システム」が有効に機能するよう体制づくりを推進する。

それに向けて、管理職を対象に学校経営研修を行うほか、内部的な検討体制を設け、PDCAサイクルによる「教職員人事評価・育成システム」の継続的な機能改善を目指す。



主要施策 9 宍粟市教育研修所の機能強化（Partnership）

①大学との協力関係による市教育研修所研修体制の整備と改善

大学等、近隣の専門機関に依頼し、研修等に関するノウハウや人的資源の補填を図ると共に、市内各校の状況や市独自の研究内容等について積極的な情報提供を行い、改善手法等に関する示唆・助言等を受けることを目的として、継続的な連携・協力体制の確立を図る。

②国・県との“棲み分け”をした独自の研修体系の確立

市の提供する研修と国・県の提供する研修との内容が重複することを避けるため、国・県の研修内容を精査すると共に、教職員のニーズを踏まえ、国・県の研修内容と整合の取れた、市独自の研修体系の確立を図る。

③教育に関する情報提供機能の強化

教職員一人一人の授業力等の向上を目的として、教育に関する情報提供機能の強化を図る。

それに向けて、教育研修所のサーバに過去の指導案、教材等を集積し、データベース化すると共に、インターネット等を活用して全教職員がいつでも参照できるようシステム（教育情報提供システム（仮称））の整備を推進する。



主要施策10 チーム宍粟推進体制の確立

①アクションプランの策定

学校に関わる地域の大人達を一つのチームとして位置付け、一人一人の力を集結して、学校への支援を受けることにより、地域の教育力を最大限に高めようとするのがこの市民運動の趣旨である。

この趣旨を明確にし、市民の間に浸透させることを目的として、チーム宍粟における共通の目的や行動基準、メンバーや役割分担等を定めるためのアクションプラン（行動計画）を策定する。

それに向けて、家庭、地域住民、地元企業、各種団体・サークル等に対して働きかけを行い、当初の段階におけるチームのメンバーを明確にするとともに、各参加者の共通理解のもとで具体的な目標設定や行動基準等の作成を行う。

また、広報誌等を通じて継続的に参加の呼びかけを行い、チーム宍粟への参加者を広げることにより、地域総がかりによる学校づくりの実現を目指す。

②社会教育施策との連携（学校支援地域本部事業等）

各種団体・サークルやボランティア、地元企業等の持つ教育力とそれを必要とする学校とを結びつけることにより、地域の教育力を最大限に引き出すと共に、地域住民の学校に対する関心を高めることを目的として、社会教育施策との連携を強化し、学校支援地域本部事業等の取り組みを通じて、地域教育コーディネーター等の配置を検討する。

③学校評価の実施と学校評議員の役割・運営形態の見直し

学校の説明責任及び結果責任を明確にして、教育活動に対する地域、保護者からの理解を得ると共に、学校経営への積極的な参画を促すことなどを目的として学校評価システムの適正運用及びPDCAサイクルによる継続的な改善を図る。

また、学校関係者評価（外部評価）の実施主体として学校評議員等の役割が益々重要となることから、研修等の実施も含めて機能強化を図る。

主要施策11 家庭・地域と連携した教育活動の充実

①計画的なオープンスクールの実施

保護者や地域住民との交流を図り、学校の教育活動に対する理解を得ると共に、信頼関係を形成するための機会としてオープンスクールの役割を重視し、実施方法の見直し・改善を図る。

それに向けて、来校者に対するアンケート等が学校評価の基礎資料となるよう工夫改善を行うとともに、年間を通じて計画的に実施されるよう実施方法の見直しを図る。また、市の広報誌等を通じて積極的に参加の呼びかけを行う。

②家庭・地域と連携した新たなプログラムの研究

地域の教育力を活用し、子ども達に実体験から学べる機会を提供すると共に、学校の教育活動への家庭や地域の関心を高めることを目的として既存事業の評価、改善を行うと共に新たなプログラム及び教材等の開発に向けた検討を行う。



主要施策12 学校現場の裁量拡充と支援体制の構築

①教育行政に関する定期的な意識調査の実施

教育現場の状況を的確に把握し、教育行政の各種取組の方向性を検討する基礎資料とするため、保護者や教職員を対象とした意識調査を定期的に実施し、施策への反映を図る。

②ICTを活用したコミュニケーション手段の確立

教職員同士、学校間、学校現場と教育委員会など様々なコミュニケーションがより活発なものとなるよう、市教育研修所における教育情報提供システム（仮称）の整備と併せて、インターネット、SNS等を活用した電子会議室など、コミュニケーション手段の構築を図る。

③教師の事務負担軽減に向けた取り組みの推進

教師が児童生徒と向き合える時間を確保するため、現状における事務負担の状況を調査し、事務の共同処理等、様々な可能性を含めて改善策を検討する。

④学校提案型の予算編制と執行における校長の権限拡充

各種事業等に関する学校の主体性を伸長するため、予算編制の方法を各学校の提案にもとづくものとし、その執行に関しても校長の権限を拡充するなど、学校現場の裁量拡充に向けて制度面の整備を行う。

⑤事務局体制の強化

学校規模の適正化や小中一貫教育の導入に加え、学力向上、キャリア教育、地域学習、国際理解・英語教育の推進など、今後の教育行政においてはより広範囲にわたって高度な専門性が要求されることから、教育委員会事務局の体制整備に努める。

主要施策13 健康教育の充実

① 宍粟市学校園食育推進委員会の設置

食育に関する関係機関の連携、学校間の総合調整を図るため市の食育推進委員会と連動する形で、学校園食育推進委員会を設置し、各種事業の推進を図る。

② “早寝・早起き・朝ご飯” 啓発活動の実施

基本的生活習慣の確立や効果・効率的な学習活動の推進に際し、朝食の欠食が大きな影響を与えることが指摘されていることから、国県や他市町の取組事例を参考として、市の保健担当部局と連携して“早寝・早起き・朝ご飯”啓発活動を推進する。

それに向けて、広報誌等による啓発活動を行うほか、国県等の啓発資材の積極的活用、独自資材の開発等、朝食欠食の低減に向けて効果的な方策の検討を行う。



主要施策14 体育・スポーツ活動及び文化活動の充実

①市全体による部活動の充実に向けた環境整備の重点化

市全体の部活動環境の向上に向けて効果・効率的な取組を目指し環境整備の計画的な推進を図る。

それに向けて、既存施設の活用状況の再点検や種目毎のニーズの違い等を検証し、年次的な計画を定めて環境整備を行うなど各年度における取組の重点化を図る。

②少子化に対応するための部活動のあり方に関する検討

生徒数の減少により、チームによる活動が困難になるなど、部活動の選択や練習環境に不具合が生じている学校においては、複数校の合同チームによる部活動の実施について検討するなど、部活動環境の改善に向けた検討を行う。

③学校図書館教育計画の作成

図書館教育の効果的な推進を図るため学校図書館教育計画を策定し、各学校図書館の間における図書の交流など、様々な側面から図書館教育の振興を図る。



主要施策15 教育活動全体を通じた道徳・人権教育の確立

①命の重さを伝える教育の推進

生きることの実感を通して、命の大切さへの“気づき”を促し、自他の命を尊重する心を育むことを目的として、“命の重さ”を伝えることに重点をおいた道徳教育の推進を図る。

②各教科等と連携した道徳教育の推進

教育課程上割り当てられる道徳の時間に加え、生活科、社会科や国語科等を中心とした各教科、さらには総合学習や特別活動の時間など、全ての領域にわたって、道徳教育と連携した活動を取り入れ、道徳的実践力の育成を目指す。

③“自己肯定感・自己有用感”を育む体験活動の充実

福祉ボランティア活動や奉仕活動の体験を通じて、他者から感謝されることの喜びや、周囲の人に対する感謝の気持ち、社会に貢献することの充実感などを味わう機会を積極的に提供し、児童生徒一人一人の自己肯定感・自己有用感の育成を目指す。

それに向けて、トライやる・ウィーク推進事業等、既存事業における体験活動の見直し・改善を図ると共に、学校におけるリサイクル活動や清掃活動等、地域社会に貢献する教育活動の推進を図る。

④外部講師等による指導の充実

身近な人々とのふれあいや体験活動を通じて、幅広い道徳観を育成することを目的として、教職員以外の地域ボランティアや外部講師の招聘を促進し、児童生徒が主体的によりよい生き方を見つめる機会を積極的に提供する。

それに向けて、各時のねらいや徳目に応じた人材の確保を図るなど、地域の教育力を引き出すための取組と合わせて継続的な推進を図る。

⑤人権教育の推進

人権の概念や歴史について理解を深め、差別や偏見の不当性に気づく感性を養うと共に、人権に関わる課題を主体的に解決しようとする意欲や態度・技能の育成を図る。

それに向けて、小中学校において一貫したカリキュラムを編成すると共に、指導方法の工夫・改善に向けた取組を推進する。

主要施策16 生徒指導支援体制の確立

①不登校対策事業（適応教室）の充実

不登校児童生徒等に対する支援を目的として、適応教室の人的体制の強化を図る。

たとえば、福祉部門、青少年育成センターと連携し、家庭に対する指導助言機能の強化を図るなど、困難を抱える保護者への対応等も含めて、市全体による取組を推進する。

②生徒指導事案のデータベース化と相談・支援体制の充実

担当教員への負担軽減及び、一人一人の指導力の向上を目的として、生徒指導に関する情報提供及び相談・支援体制の充実を図る。

たとえばそれに向けて、市教育研修所における教育情報提供システム（仮称）の整備と併せて、生徒指導事案のデータベース化を図ると共に教育委員会における相談・支援体制の充実や、生徒指導に関する定期的な連携・連絡体制の構築を図るなど、ノウハウの集積と人的連携を中心とした取組を推進する。

③地域・家庭と連携した生徒指導体制の検討

保護者や地域の理解を得て、より効果的な生徒指導が推進できるよう、生徒指導のあり方や、教職員が共通行動基準等について、開かれた場所で議論を行うための取組を推進する。

それに向けて、各中学校区の青少年育成委員会との連携を図りながら保護者、PTAと生徒指導担当を中心とする教員による話し合いの場を設定するなど、より開かれた生徒指導体制の構築を図る。

④「宍粟市情報モラル指導カリキュラム」の策定

保護者や学校、教職員が関知することの難しい、インターネットを舞台としたいじめや犯罪の急増に対処し、児童生徒がインターネット社会の闇から自分自身の身を守ると共に、他者への配慮を行った上で、正しくICTを活用できる能力の修得を目的としての情報モラルに関する実態調査を行うと共に、市独自の情報モラル指導カリキュラムを策定する。

⑤スクールカウンセラーの配置強化

一人一人の心のケアの充実を図るため、スクールカウンセラー配置体制の強化に向けた検討を行う。

主要施策17 危機管理体制・マニュアルの整備

①学校危機管理体制の構築

学校、保護者、地域、市、教育委員会、その他の関連機関が一体となった学校危機管理体制を構築するため、その推進母体となる“宍粟市 学校危機管理推進本部（仮）”を設置する。

また、各学校と教育委員会においては定期的に防災教育に関する連絡会議を開催し、防災教育の継続的な改善に向けて必要な調整を行う。

加えて、学校危機管理の推進に際しては広範囲にわたって、高度な専門性が要求されることから、学校危機管理に関する専門員等の配置に向けた検討を行う。

②“宍粟市 学校危機管理マニュアル（仮）”の整備

不審者事案、自然災害、事故、保健衛生等、様々な危機に対して迅速な対応が図れるよう、市独自の学校危機管理マニュアルを作成すると共に、広く関係者の間に周知を図り、必要に応じて訓練等を実施する。

③各学校の危機管理マニュアル等の再点検

宍粟市学校危機管理マニュアルの策定と合わせて、現行の各学校における危機管理マニュアル等の総点検を行い、整合を図ると共に学校、市、教育委員会が一体となった危機管理体制の構築に向けて事務調整を行う。



主要施策18 地域の特性を踏まえた防災・防犯教育の推進

①地域防災訓練の実施、推進体制の強化

中心部に山崎断層を抱える本市の災害特性を踏まえ、各学校における防災教育の充実を図ると共に、防犯教育に関しても市全体で均衡のとれた取組を推進し、全ての児童生徒が自らの身を守ることができるよう知識・技能の定着を図る。

たとえば、市内全校における地域と連携した防災訓練の実施や、定期的な防犯教育の実施など、実効性に考慮しつつ各校で均衡のとれた取組を推進する。

②通学路安全マップの作成

通学路の危険箇所について再点検を行い、児童生徒や保護者が主体的に認識出来るよう、児童生徒自身の手による通学路安全マップを作成し、校区の住民など、必要な範囲で共有を図る。



主要施策19 “地域で守る” 学校安全体制の確立

①学校安全ボランティア、見守り隊活動の推進

全ての校区における通学路の安全確保を目的として、各校の学校安全ボランティアや見守り隊活動について、再点検を行い、均衡のとれた学校安全体制の確立を図る。

たとえば、優れた取組が行われている校区の事例を広く紹介すると共に、スクールガードリーダーを中心として取組の輪が広げられるよう、校区を越えた横の連絡体制の構築を図る。

また、地域ぐるみの学校安全体制整備事業（スクールガードリーダー配置事業）の拡充に向けて要望を行う。

②開かれた学校づくりの推進(基本目標4で実施)

オープンスクール等、基本目標 4 に定める開かれた学校づくりの取組を推進することにより、子ども達や学校の安全確保に対する意識を高めると共に不審者の早期発見や大規模災害時に支援を受けやすい環境を構築する。

③メール連絡システム、音声お知らせシステムの利用促進

平成19年度導入のメール連絡システム及び、地域情報化事業にて整備される音声お知らせシステムの利用促進を図り、緊急時に十分な機能を果たせるよう運用のルール化を図る。



第4章
**推進体制と
進捗管理**

1 推進体制

1. 宍粟市 教育推進会議の設置

生き活きプランの推進に際し、教職員、保護者代表、学識経験者等の意見を反映させるため宍粟市教育推進会議（以下、「教育推進会議」という）を設置する。

教育推進会議では定期的に各種施策の進捗状況及び以後の方向性等に関する説明を受け、その都度、教育委員会に対する意見提言を行うものとする。

教育委員会では意見提言を受けて各種施策の最終的な方針を決定する。

2. 宍粟市 学校危機管理推進本部の設置

基本目標 6 に定める学校危機管理に関するマニュアル等の整備に際してその検討の母体となり、また、有事の際には実働及び指揮命令系統の中心的な役割を担う機関として、学校危機管理推進本部を設置する。

学校危機管理推進本部は代表校長、担当教職員、市防災担当部局、消防本部、総合病院等を中心に組織し、警察、県健康福祉事務所等、関係機関の参画を受けて設置する。

また、学校危機管理推進本部の運営に際しては、宍粟市災害対策本部との綿密な連携を図るものとする。

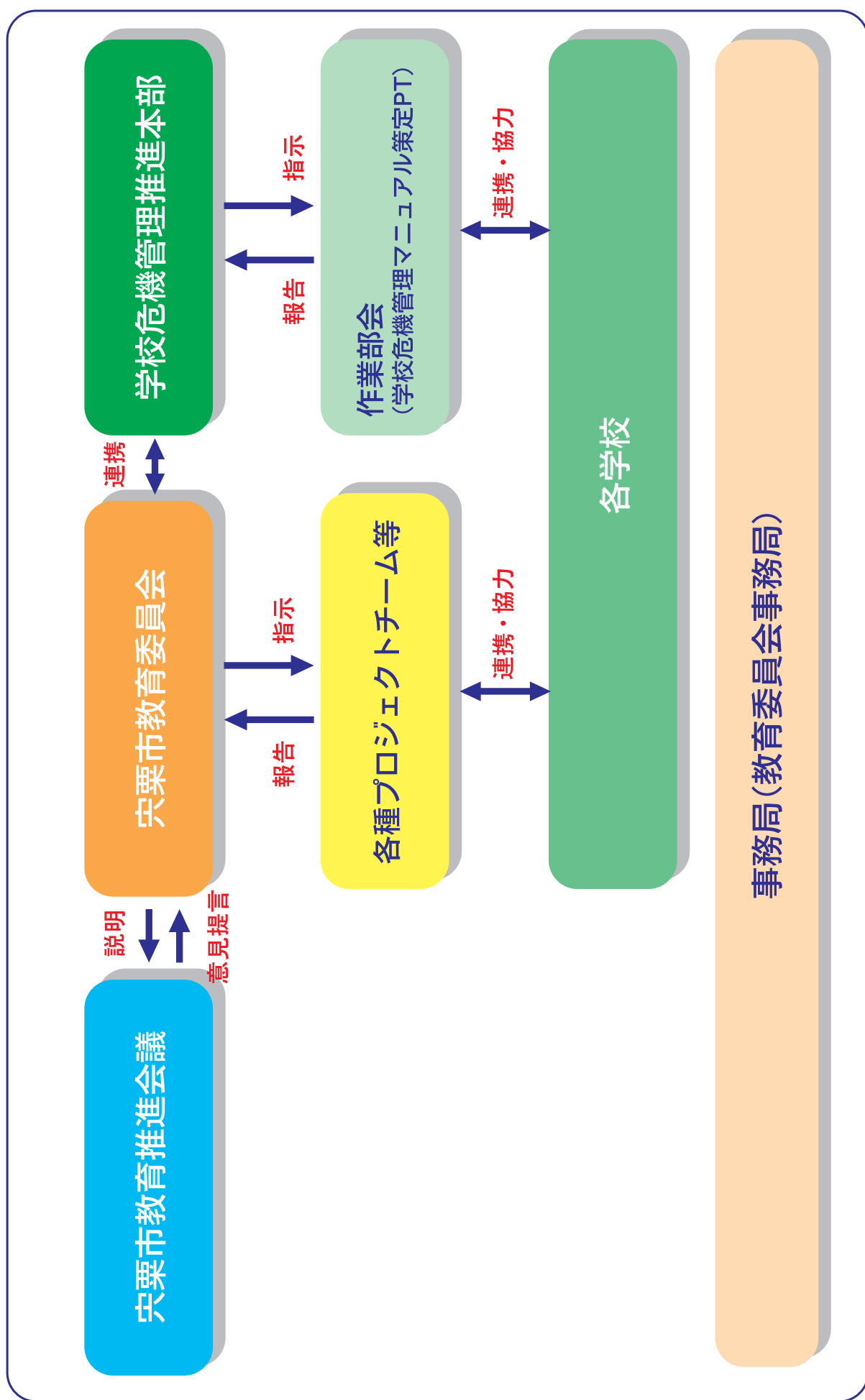
3. 各種プロジェクトチームの設置

基本計画に定める施策の推進を図るため、必要に応じてプロジェクトチームを設置する。プロジェクトチームのメンバーは教職員、市職員、教育委員会事務局職員、関係機関職員の中から、必要に応じて教育委員会が選出し、委嘱を行う。

学校危機管理マニュアル策定に際しては、学校危機管理推進本部の作業部会としてプロジェクトチームを位置付けて推進することとする。

各プロジェクトの推進に際してはプロジェクトメンバーとなる教職員の事務負担にも十分に配慮しながら、緊急性・優先度の高いものから順次着手する。

◆推進体制図



2 評価と進捗管理

1. 効果測定及び評価

生き生きプランに定める各種施策に関しては、宍粟市総合計画の実施計画に位置付けて推進を図ることから、その評価に際しては、宍粟市の行政評価システム（事務事業評価）によることとし、その中で活動指標及び成果指標等の設定を行い、効果を測定する。

また、行政評価システムによる評価に加えて、定期的に教育推進会議への報告を行い、第三者の意見を採り入れながら各種施策の着実な推進を図る。

2. 財政措置

改正教育基本法第16条第4項には、国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない旨規定されている。

また、生き生きプランの基本目標1“宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり”に掲げる施策を始めとして、今後のまちづくりにおける教育の重要性は非常に高く、次世代市民の着実な育成こそ本市の生き残りを掛けた生命線であるといえる。

本市の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあるが、これらのことを広く周知し、市、市議会及び各関係機関の共通理解を形成すると共に、上記の効果測定及び評価により、十分なアカウンタビリティを有する説明資料を作成する共に、年度毎に施策の重点化を行うことなどにより、必要な財源の確保に努める。



資料編

資料編

1. 用語解説（アルファベット・五十音順）

用 語	意味・内容
ALT	外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) の略。宍粟市では生きた英語に触れる機会を提供し、国際理解教育の推進を図るため、主に英語を母語とする 8 名の外国語青年を招致し、市内の中学校へ配置している。
ICT	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略。情報 (インフォメーション) や通信 (コミュニケーション) に関する技術の総称。日本では “IT” という言い方が普及しているが、国際的には “ICT” が定着している。
LD/ADHD	LD 発達障害 (Learning Disorders) の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。 ADHD 注意欠陥・多動性障害 (Attention Deficit / Hyperactivity Disorder) の略。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害のこと。
PDCAサイクル	行政政策や企業の事業評価にあたって、計画から見直しまでを Plan (立案・計画)、Do (実施)、Check (検証・評価)、Action (改善・見直し) のそれぞれの段階に沿って一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。
SNS	ソーシャル・ネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。ネット上で知人ネットワークを構築できるサービス。プロフィールや日記の掲載、コミュニティの形成などが可能。知人どうしの情報交換などに利用できる。
生きる力	平成 8 年に中央教育審議会答申で提示された、我が国の教育で養うべき資質や能力を指す用語。 ①いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性 ③たくましく生きるための健康や体力 以上のような資質や能力の総称。

用 語	意味・内容
オープンスクール	学校の授業や学校行事の参観をはじめ、給食や遊び、清掃の時間、放課後など、普段の教育活動のありのままを保護者や地域住民の方に公開しようとする取組。都合のよい時間を選んで学校を訪問できるほか、子どもが学校に通っていない地域住民の方も参加することができる。
音声お知らせシステム	宍粟市が地域情報化事業により市内の各世帯や公共施設に導入する連絡システム。緊急情報や行政情報の伝達など、様々な場面での利用が想定される。
学校関係者評価 (外部評価)	保護者や地域住民等の学校関係者が、主として学校が行う自己評価の結果を検証し、その客観性を高めるとともに、学校と学校関係者の間で現状と課題についての共通理解を持つことを目的として行われる学校外部からの評価。
学校評議員	学校教育法施行規則及び宍粟市立学校管理規則の定めに基づき、必要な見識を有する地域の方を学校長が推薦し、教育委員会が評議員として委嘱する制度。学校運営に関する様々な意見を述べるなど、学校と地域の連携を実現するための役割が期待され、平成20年度は小中学校で114名が委嘱を受けている。
キャリア教育	勤労観および職業観を育てる教育。学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる。
教科担任制	教科毎に専門の教員が指導を行う制度。元来、中学校や高等学校で行われて来たが、英語活動の導入や小中連携の促進に伴い、小学校における教科担任制を導入する自治体が増えてきている。
教職員人事評価・ 育成システム	平成18年度より兵庫県教育委員会が試行実施している、教職員を対象とした評価制度。教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行うことなどを通じて、教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資することを目的とする。
心の闇	トラウマ（精神的外傷）や自己肯定感・自己有用感の欠如など、その人の思考や行動に否定的な影響を与える精神的な要因。
指定研究事業	食育、人権、英語、小中連携等の課題に関して、教育委員会等が研究指定を行い、学校・教職員が主体となって研究を進めることにより、より高い教育効果を実現することを目的として推進する事業。20年度は、1小学校と4中学校区を指定している。
小中一貫教育	現行の小学6年制、中学3年制の課程を調整し、より一貫性を持たせた体系的教育方式
児童虐待	保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対して、一方的な暴力などにより身体的、性的あるいは精神的な危害を加える行為。また、保護者としての看護を著しく怠る行為。

用 語	意味・内容
自己肯定感	自分が生きていることには意味がある、自分は愛される価値がある、自分は大事な存在である、自分には何かできるなどと、自分自身を肯定的にとらえられる感覚。
自己有用感	自分が集団の中で役に立っている、自分は他者にとって必要な人間であるなどと、自分自身に価値を見出し、尊重する感覚。
自尊感情	自分に対する評価感情で、自分自身を基本的に価値あるものとする感覚。
情報スキル	コンピューターや情報通信技術をより良く活用し、実践的に使いこなすための知識や技能。
スクールガードリーダー	地域ぐるみの学校安全体制整備事業の一つで、担当地域内の小中学校及び通学路を定期的に巡回し、安全確保や防犯指導を行う。市内で4名委嘱している。
スクールカウンセラー	小中学校における教育相談の強化を図るため、いじめや不登校等の相談に応じる高度な知識や経験を有する専門員。兵庫県教育委員会により市内の小中学校にのべ9名が配置されている。
地域教育コーディネーター	自然、文化遺産、サークル・団体、個人など、地域の教育資源とそれを必要とする学校等の調整を図り、地域の教育力を高めることなどが期待される役割。文科省の学校支援地域本部事業等を通じて配置が進められている。
中1ギャップ	6年生から中学1年生になった途端、学習や生活の変化になじめず、不登校になったり、いじめが急増する現象のこと。
通学路安全マップ	保護者、児童と一緒に通学路を歩き、危険箇所等を点検・記録した地図。
ティームティーチング	通常一人の教師が行う授業を複数で行うことにより教育効果を高める形態。
データベース化	コンピューターで、相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくしたファイル。また、このようなファイルの共用を可能にするシステム。
ネグレクト	養育者による、子供に対する不適切な保護や養育。衣食住を十分に世話しない場合や、精神的・医療的なケアを十分に行わない場合など。育児放棄。
早寝・早起き・朝ごはん運動	子ども達の基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因となっていることが指摘されている中で、これらの改善に向けて「早寝・早起き・朝ごはん」全国協議会が中心となって推進する国民運動。
メール連絡システム	学校からの連絡事項等を保護者の携帯電話やコンピューターのメールアドレスに対して、一斉送信できる連絡システム。宍粟市では平成19年度に全小中学校へ導入した。
有害情報	青少年がその情報に接することにより、発達・育成を阻害する恐れのある情報。

2. 宍粟市義務教育に関する意識調査の概要

対 象	配 布 数	回 収 数	回 収 率	配 布 日	回収期日
小学校保護者	1,868	1,782	95.4%	H20.1.11	H20.1.23
中学校保護者	1,180	1,101	93.3%		
小中学校教員	365	356	97.5%		
就学前保護者	1,710	925	54.1%		
合 計	5,123	4,164	81.3%		

注) 意識調査の結果等、詳細については宍粟市ホームページにて公開しています。

3. 基本情報（平成20年5月1日現在）

1) 市立中学校の概況

学校名	生徒数												学級数			教職員数		
	1 年生			2 年生			3 年生			合計								
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	普通	特支	計	県費	市費	計
山崎西	55	42	97	49	42	91	44	46	90	148	130	278	9	1	10	23	1	24
山崎南	22	31	53	30	31	61	22	23	45	74	85	159	6	0	6	17	1	18
山崎東	55	41	96	47	30	77	57	43	100	159	114	273	8	1	9	20	2	22
一宮南	36	23	59	36	29	65	38	31	69	110	83	193	6	2	8	20	1	21
一宮北	15	19	34	18	19	37	27	26	53	60	64	124	4	1	5	13	1	14
波 賀	18	26	44	29	26	55	20	28	48	67	80	147	6	0	6	14	1	15
千 種	21	14	35	24	15	39	10	25	35	55	54	109	3	1	4	15	1	16
合 計	222	196	418	233	192	425	218	222	440	673	610	1283	42	6	48	122	8	130

2) 組合立中学校の概況

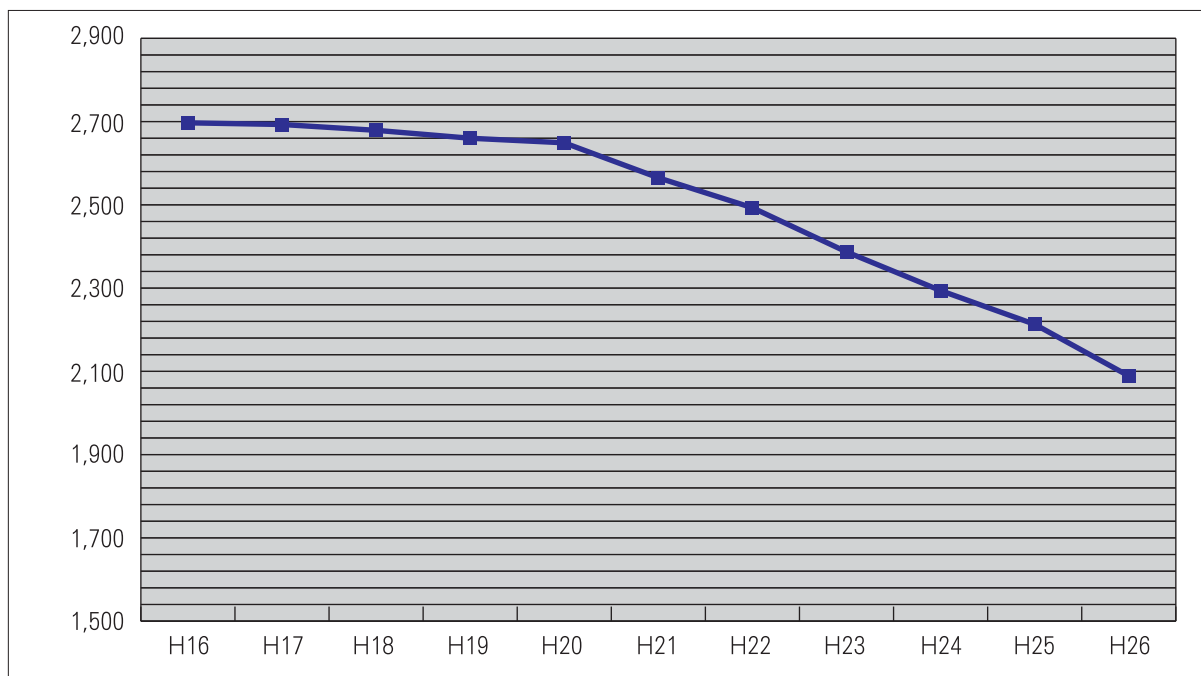
学校名	生徒数												学級数			教職員数		
	1 年生			2 年生			3 年生			合計								
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	普通	特支	計	県費	市費	計
三 土	16	9	25	10	8	18	11	12	23	37	29	66	3	1	4	13	1	14

3) 市立小学校の概況

学校名	児童数																学級数			教職員数							
	1年生			2年生			3年生			4年生			5年生			6年生							合計				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	普通	特支	計	県費	市費	計
山崎	51	44	95	51	56	107	48	38	86	27	49	76	38	40	78	36	33	69	251	260	511	17	2	19	27	1	28
菅野	12	8	20	11	5	16	11	9	20	9	14	23	7	3	10	12	11	23	62	50	112	6	2	8	14	1	15
城下	15	19	34	26	22	48	21	28	49	34	14	48	22	20	42	24	19	43	142	122	264	11	2	13	22	1	23
戸原	8	9	17	6	6	12	16	10	26	8	7	15	7	5	12	5	13	18	50	50	100	6	1	7	12	1	13
河東	19	15	34	23	15	38	21	20	41	24	21	45	31	19	50	22	21	43	140	111	251	11	0	11	18	2	20
神野	17	11	28	12	19	31	15	14	29	18	18	36	6	16	22	17	19	36	85	97	182	6	3	9	14	1	15
伊水	13	8	21	8	5	13	8	7	15	7	7	14	13	8	21	10	9	19	59	44	103	6	0	6	11	1	12
都多	7	5	12	3	4	7	4	2	6	3	9	12	2	7	9	4	5	9	23	32	55	5	0	5	10	1	11
土万	3	2	5	5	2	7	3	2	5	2	4	6	2	2	4	2	7	9	17	19	36	4	0	4	10	1	11
神戸	27	17	44	19	19	38	24	23	47	30	26	56	19	23	42	18	28	46	137	136	273	12	2	14	24	2	26
染河内	6	6	12	7	4	11	7	4	11	3	6	9	5	6	11	6	5	11	34	31	65	6	2	8	13	1	14
下三方	4	4	8	5	3	8	6	4	10	11	6	17	5	8	13	9	11	20	40	36	76	6	1	7	12	1	13
三方	7	7	14	9	9	18	7	7	14	10	6	16	10	10	20	7	4	11	50	43	93	6	1	7	12	2	14
繁盛	7	5	12	4	3	7	6	3	9	5	7	12	4	3	7	5	7	12	31	28	59	6	0	6	11	1	12
波賀	18	17	35	17	10	27	19	20	39	15	18	33	27	16	43	15	23	38	111	104	215	8	2	10	17	2	19
野原	4	1	5	2	3	5	6	2	8	3	1	4	2	5	7	4	3	7	21	15	36	4	0	4	9	1	10
道谷	0	0	0	1	0	1	3	3	6	2	0	2	2	1	3	3	1	4	11	5	16	3	0	3	9	1	10
千種南	12	15	27	7	15	22	17	6	23	9	11	20	18	12	30	18	18	36	81	77	158	6	1	7	16	2	18
千種東	2	0	2	0	2	2	2	2	4	0	3	3	1	4	5	2	1	3	7	12	19	3	0	3	9	1	10
千種北	1	3	4	4	1	5	2	3	5	2	0	2	0	4	4	3	2	5	12	13	25	4	0	4	9	1	10
合計	233	196	429	220	203	423	246	207	453	222	227	449	221	212	433	222	240	462	1364	1285	2649	136	19	155	279	25	304

4) 年度別総児童数の推移と予測

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
2,697	2,693	2,679	2,660	2,649	2,565	2,493	2,387	2,294	2,213	2,089



4. 宍粟市義務教育の振興に係る長期構想策定委員会委員名簿

氏 名	団体・所属	役職等	備 考
加 治 佐 哲 也	兵庫教育大学教職大学院	専攻長・学長特別補佐 (教授・教育学博士)	委 員 長
小 倉 庸 永	宍粟市立山崎東中学校	校 長	副 委 員 長
越 此 唯 夫	宍粟市立千種南小学校	校 長	委 員
大 井 幸 子	宍粟市立山崎幼稚園	園 長	委 員
蒲 田 晃 弘	宍粟市立千種中学校	教 諭	委 員
堂 田 雅 善	宍粟市連合PTA	会 長 (平成19年度)	委 員
中 村 秀 幸	山崎南中学校PTA	会 長 (平成19年度)	委 員
榎 橋 晃 彦	神戸小学校PTA	会 長 (平成19年度)	委 員
小 椋 安 博	野原小学校PTA	会 長 (平成19年度)	委 員
田 中 克 政	千種中学校PTA	会 長 (平成19年度)	委 員
鎌 田 珠 子	山崎市民局管内代表	学識経験者	委 員
勝 部 久 和	一宮市民局管内代表	学識経験者	委 員
可 藤 愛 子	波賀市民局管内代表	学識経験者	委 員
堂 場 政 彦	千種市民局管内代表	学識経験者	委 員
木 村 誠	兵庫県教育委員会 西播磨教育事務所	副所長 (平成20年度)	オブザーバー
安 達 佳 徳	兵庫県教育委員会 西播磨教育事務所	副所長 (平成19年度)	オブザーバー

(順不同・敬称略)

5. 宍粟市義務教育の振興に係る長期構想策定委員会 審議の経過

会 議	開催予定日	審議内容
第1回 策定委員会	平成19年11月6日(火)	* 委員委嘱 * 長期構想の概要、位置付け、機能等について * 宍粟市教育の現状と課題について（概要） * 長期構想（案）の骨子、全体像について
第2回 策定委員会	平成19年12月6日(木)	* 長期構想の施策体系案について * 策定委員会審議の流れについて * 郷土愛を持ち宍粟に還る子どもの育成について * 学校規模の適正化について
第3回 策定委員会	平成20年1月22日(火)	* 長期構想施策体系の修正案について * 基本目標1『宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり』について * 基本目標4『参画と協働の学校づくり』について
第4回 策定委員会	平成20年2月15日(金)	* 基本目標4『チーム宍粟による参画と協働の学校づくり』について * 基本目標3『APSによる教師力を高める学校づくり』について
第5回 策定委員会	平成20年3月13日(木)	* 基本目標4『SAPによる教師力を高める学校づくり』について * 基本目標6『安心、安全の学校づくり』について
第6回 策定委員会	平成20年4月23日(水)	* 基本目標6『安心、安全の学校づくり』について * 基本目標5『健やかな心と体を備えた人づくり』について
第7回 策定委員会	平成20年5月13日(火)	* 基本目標6『健やかな心と体を備えた人づくり』について * 基本目標2『社会の変化に対応する学校づくり』について
第8回 策定委員会	平成20年6月17日(火)	* 基本目標2『社会の変化に対応する学校づくり』について * 基本理念、育成を目指す“人”について
第9回 策定委員会	平成20年7月7日(月)	* 基本理念、育成を目指す“人”について * 長期構想の全体構成について
第10回 策定委員会	平成20年7月24日(木)	* 長期構想の全体構成について * 最終確認、総括

しそ^いうの子ども^い生き^い活^いきプラン

表紙デザイン・イラスト はるな ゆきのり

発行日 平成20年 8 月

発 行 宍粟市教育委員会

〒671-2598

宍粟市山崎町鹿沢78番地 7

TEL (0790)62-2000 FAX (0790)62-0065

